

「公的統計市場に関する年次レポート 2013」

一序章！公的統計のプロセス保証へ向けてー

報告書

2014 年 5 月

 一般社団法人 日本マーケティングリサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

はじめに

本委員会の活動は、2013 年度をもって 6 年間にわたる。本年度も、前年度に引き続き 3 つの小委員会を設けて活動を行った。「市場動向分析小委員会」と「資格制度検討小委員会」は前年度どおりの名称であるが、「ガイドライン推進小委員会」(前年度「民間版ガイドライン検討小委員会」)は、公的調査の的確な入札制度確立に向けた官公庁への働きかけを意図して名称変更を行い、さらなる調査研究の推進を行った。

本委員会では、2011 年度から内閣府統計委員会の要請で(一社)日本品質管理学会に設置された公的統計の質の向上を目指して研究を行う「統計・データの質マネジメント研究会」に委員を派遣してきた。この研究会では、調査の国際標準である ISO20252 の公的統計への適用も検討されている。「市場動向分析小委員会」ではこのことを念頭に、本協会の「ISO20252 認証協議会」との協力の下で、本協会会員社を対象とした「調査インフラ等に関する実態調査」に、従来の公的統計に関する調査項目のほかに ISO20252 に対する評価や関心、取得意向等についての質問も盛り込んだ。ISO20252 の公的統計への適用に関しては、総務省からの意見交換も要請されている。

また、(一財)統計質保証推進センターの下部組織である統計検定センターが行う統計調査士、専門調査士の資格認定試験は、2013 年 11 月で 3 回目の試験を迎えた。本委員会は、会員社社員等の能力向上のための利用を念頭に、制度発足当初から委員を派遣し、制度確立に協力してきた。本年度には、統計調査士の取得対象を調査員から学生へといった統計検定センターの方針変更もあり、「資格制度検討小委員会」は会員社の制度利用の推進のために、試験制度への本協会の意向反映を目指して活動を強化した。

ところで、本協会の会員社は、マーケティング・リサーチ、世論調査、社会調査を業としている。これらの調査業は、日本標準産業分類(JSIC)の小分類では「その他の情報処理・提供サービス業(細分類番号 3929)」として扱われてきたが、2014 年 4 月より「市場調査・世論調査・社会調査業(同 3923)」として独立して取り扱われることとなった。このことは、調査が世の中に広く認められてきた証左であると言えよう。

本委員会の活動も協会外部へと拡大してきたことは先に述べたとおりであるが、このような時にあたり、さらなる活動の拡大・活性化が要請されることであろう。本委員会は、来年度も公的統計の発展への協力を目指して、活動を強化していく所存である。関係各位には、来年度もさらなるご指導を賜るようお願い申し上げる。

2014 年 5 月

公的統計基盤整備委員会
委員長 島崎 哲彦

はじめに

本委員会の活動は、2013 年度をもって 6 年間にわたる。本年度も、前年度に引き続き 3 つの小委員会を設けて活動を行った。「市場動向分析小委員会」と「資格制度検討小委員会」は前年度どおりの名称であるが、「ガイドライン推進小委員会」(前年度「民間版ガイドライン検討小委員会」)は、公的調査の的確な入札制度確立に向けた官公庁への働きかけを意図して名称変更を行い、さらなる調査研究の推進を行った。

本委員会では、2011 年度から内閣府統計委員会の要請で(一社)日本品質管理学会に設置された公的統計の質の向上を目指して研究を行う「統計・データの質マネジメント研究会」に委員を派遣してきた。この研究会では、調査の国際標準である ISO20252 の公的統計への適用も検討されている。「市場動向分析小委員会」ではこのことを念頭に、本協会の「ISO20252 認証協議会」との協力の下で、本協会会員社を対象とした「調査インフラ等に関する実態調査」に、従来の公的統計に関する調査項目のほかに ISO20252 に対する評価や関心、取得意向等についての質問も盛り込んだ。ISO20252 の公的統計への適用に関しては、総務省からの意見交換も要請されている。

また、(一財)統計質保証推進センターの下部組織である統計検定センターが行う統計調査士、専門調査士の資格認定試験は、2013 年 11 月で 3 回目の試験を迎えた。本委員会は、会員社社員等の能力向上のための利用を念頭に、制度発足当初から委員を派遣し、制度確立に協力してきた。本年度には、統計調査士の取得対象を調査員から学生へといった統計検定センターの方針変更もあり、「資格制度検討小委員会」は会員社の制度利用の推進のために、試験制度への本協会の意向反映を目指して活動を強化した。

ところで、本協会の会員社は、マーケティング・リサーチ、世論調査、社会調査を業としている。これらの調査業は、日本標準産業分類(JSIC)の小分類では「その他の情報処理・提供サービス業(細分類番号 3929)」として扱われてきたが、2014 年 4 月より「市場調査・世論調査・社会調査業(同 3923)」として独立して取り扱われることとなった。このことは、調査が世の中に広く認められてきた証左であると言えよう。

本委員会の活動も協会外部へと拡大してきたことは先に述べたとおりであるが、このような時にあたり、さらなる活動の拡大・活性化が要請されることであろう。本委員会は、来年度も公的統計の発展への協力を目指して、活動を強化していく所存である。関係各位には、来年度もさらなるご指導を賜るようお願い申し上げる。

2014 年 5 月

公的統計基盤整備委員会
委員長 島崎 哲彦

目 次

(頁)

第一部 2013 年度の「まとめ」

第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1. 1 委員会設立の経緯	3
1. 2 委員会設立の目的	3
1. 3 委員会の構成	3
1. 3. 1 参加企業及び委員	3
1. 3. 2 組織体制	4
第 2 章 公的統計基盤整備委員会の活動	6
2. 1 年間活動の概要	6
2. 2 関係各府省への表敬訪問	6
2. 3 委員会の開催	7
2. 4 全体会議における講演会・意見交換会	7
2. 5 小委員会活動	8
2. 5. 1 市場動向分析小委員会	8
2. 5. 2 ガイドライン推進小委員会	8
2. 5. 3 資格制度小委員会	9
2. 6 各府省、関係機関とのコンタクト	9
2. 6. 1 総務省政策統括官（統計基準担当）	9
2. 6. 2 内閣府公共サービス改革推進室	10
2. 6. 3 関係委員会の傍聴	11
2. 6. 4 農林水産省	12
2. 6. 5 経済産業省	12
2. 7 関係機関、団体等の動向	13
2. 7. 1 一般社団法人 日本品質管理学会	13
2. 7. 2 一般社団法人 日本統計学会	16
2. 7. 3 一般社団法人 社会調査協会	17
2. 7. 4 公益財団法人 統計情報研究開発センター（シンフォニカ）	18
2. 7. 5 ISO20252 認証協議会	20
第 3 章 中央府省の統計調査を含む民間委託の状況	22
3. 1 2013 年度公的統計の民間委託の状況	22
3. 1. 1 調査手順	22
3. 1. 2 委託の規模	23
3. 1. 3 委託先別の状況	23
3. 1. 4 府省別の状況	24
3. 1. 5 契約金額の価格帯別状況	25
3. 1. 6 調査手法別の状況	26
3. 1. 7 調査周期別の状況	28
3. 1. 8 契約の根拠法別の状況	28
3. 1. 9 公共サービス改革法別に基づく民間委託の状況	29
3. 1. 10 複数年契約の状況	30
3. 2 「その他調査」の受注実績	31
3. 3 まとめ	31

第4章 民間事業者のインフラ等の状況	33
4. 1 調査の改訂	33
4. 2 ISO20252 に関する状況（会員社の取り組みについて）	33
4. 3 会員社の手法別状況	33
4. 4 会員社の研修の状況	34
4. 5 会員社における社員等の資格	35
4. 6 会員社の中央府省からの受注実績	35
4. 7 会員社の中央府省からの受注見込み(2013 年度)	37
第5章 2013 年度公的統計調査等の課題と今後の展望	39
5. 1 公的統計の民間委託概観	39
5. 1. 1 民間委託の状況	39
5. 1. 2 民間事業者の状況	39
5. 1. 3 仕様書のさらなる充実を求めて	40
5. 2 「第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画」に関して	41
5. 3 民間事業者の公的統計への対応	41

第二部 各小委員会の活動報告

A. 「市場動向分析」小委員会報告

第1章 「市場動向分析」小委員会の活動	47
1. 1 目的	47
1. 2 検討課題	47
1. 3 検討方法	47
1. 4 運営体制	47
第2章 検討結果の要約	48
2. 1 公的統計の民間開放の状況	48
2. 2 JMRA 会員社の公的統計への対応状況 （「調査インフラ等に関する実態調査」より）	49
第3章 公的統計の民間開放の状況	51
3. 1 2013 年度公的統計の民間開放の状況	51
3. 2 2013 年度の JMRA 会員社における「その他調査」の受注実績	60
第4章 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要	62
4. 1 調査概要	62
4. 2 調査結果のまとめ	62

B. 「ガイドライン推進」小委員会報告

第1章 「ガイドライン推進」小委員会と 2013 年度テーマについて	67
1. 1 目的	68
1. 2 検討課題	68
1. 3 検討方法	68
1. 4 運営体制	68
第2章 検討結果の要約	70
2. 1 仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況	70
第3章 検討案件のガイドライン及びチェックリスト反映状況	72
3. 1 平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査分析（経済産業省と農林水産省の共同事業）のケース	72

3. 2	平成 25 年通信利用動向調査（総務省）のケース	78
3. 3	平成 25 年度宿泊旅行統計調査（国土交通省観光庁）のケース	83
3. 4	平成 25 年雇用動向調査（厚生労働省）のケース	87
	別表	92

C. 「資格制度検討」小委員会報告

第 1 章	「資格制度検討」小委員会の活動	97
1. 1	目的	97
1. 2	検討課題	97
1. 3	検討方法	97
第 2 章	検討結果	98
2. 1	「専門統計調査士」の資格内容検討	98
2. 2	統計検定制度の改定と意見交換	98
2. 3	統計検定の受験者・合格者と JMRA 会員社の受験者の動向	100
2. 4	「統計調査士」「専門統計調査士」資格についての会員社アンケートの結果	102
2. 5	統計検定受験に向けた対策	103

<資料編>

資料 1.	「調査インフラ等に関する実態調査」報告書	(1)
I.	調査概要	(6)
II.	調査結果のまとめ	(9)
III.	ISO20252 について	(11)
IV.	調査員について	(16)
V.	郵送調査やインターネット調査について	(23)
VI.	社員や調査員の研修について	(27)
VII.	社員や調査員の資格について	(32)
VIII.	官公庁業務とのかかわりについて	(38)
IX.	官公庁業務の受託状況について	(42)
	添付資料：調査票	(55)
資料 2.	「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づく、JMRA 公的統計基盤整備委員会ガイドライン推進小委員会作成チェックリストにおける検討案件の反映状況	(67)
資料 3.	「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」における意見交換（JMRA 作成）	(77)
資料 4.	「公的統計の整備に関する基本的な計画(別表)」(総務省)	(103)
資料 5.	「市場化テストを実施している統計調査」及び「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」(内閣府)	(123)
資料 6.	「入札説明書の概要」——「日本の標準商品分類」の見直しに向けた諸外国の生産物（商品）分類に関する調査研究」（総務省）——	(133)

第一部
2013 年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「公的統計の整備に関する基本的な計画」として策定し、2009年3月に閣議決定の運びとなった。

「基本的な計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されていた。こうした期待と要請に応えていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会(以下 JMRA)では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008年4月に JMRA 内に「公的統計基盤整備委員会(以下、本委員会)」を設立した。その後、毎年の課題を設定し、公的統計への積極的な関与を続けてきた。

2014年3月には「第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定された。そこでは民間事業者の活用を引き続き推進していくことがうたわれており、本委員会の日常的な活動はますます重要となっている。

1.2 委員会設立の目的

本委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政をはじめとする関係機関や学識者に民間事業者の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に推進されることを目指す。

また、この委員会の発足を契機として、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRA としても「官・学・民」の連携、友好関係がより一層深まることを目指す。

1.3 委員会の構成

1.3.1 参加企業及び委員

17社2大学1個人

イプソス(株)：金子 順勇

(株)インテージ：里吉 秀之

(株)インテージリサーチ：小須田 巖

(株)インテージリサーチ：飯田 房男

(株)インテージリサーチ：鋤柄 卓也

(株)SRDアソシエイツ：南條 晃一

(株)サーベイリサーチセンター：岩間 伸之

(株)サーベイリサーチセンター：半田 文浩

(株)サン・パートナーズ：中野 光義

首都大学東京大学院社会科学研究所：中山 厚穂

(一社)新情報センター：阪口 香

(一社)中央調査社：山中 博司

(株)東京サーベイ・リサーチ：芦川 勝彦

東洋大学大学院社会学研究科：島崎 哲彦

凸版印刷(株)：大谷 智子

凸版印刷(株)：松本 神路

(株)日経リサーチ：堀口 良成

(株)日本リサーチセンター：武井 雅

坂内 克正(前公的統計基盤整備委員会事務局長)

(株)ビデオリサーチ：森 正実

(株)マーケティング・サービス：大竹 延幸

(株)マーシュ：窪田 美希

(一社)輿論科学協会：井田 潤治

(株)三菱総合研究所：保坂 孝信

JMRA：渡部 和典

JMRA：阿部 三郎

なお、2014年4月より1名の入会があった。

(株)サーベイリサーチセンター：齋藤 禎彦

1.3.2 組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

(1) 全体会議

原則、月1回開催とし、委員会メンバーは全員参加とした。全体会議では学識者、各府省統計セクションの実務担当者、JMRA内の他の委員会よりゲストスピーカーを招いて、講演会並びに意見交換会を会議の前半に開催した。後半は、委員会事務局からの報告と質疑を行った。

(2) 幹事会

① 幹事会の構成メンバー

部会長／管轄担当理事	内田 俊一	イプソス(株)
担当理事	大竹 延幸	(株)マーケティングサービス
委員長	島崎 哲彦	東洋大学大学院社会学研究科客員教授
副委員長	岩間 伸之	(株)サーベイリサーチセンター
副委員長	中山 厚穂	首都大学東京大学院社会科学研究所
事務局長	飯田 房男	(株)インテージリサーチ
事務局長補佐	阿部 三郎	JMRA事務局

幹事	芦川 勝彦	(株)東京サーベイ・リサーチ
幹事	里吉 秀之	(株)インテージ
幹事	山中 博司	(一社)中央調査社
幹事	武井 雅	(株)日本リサーチセンター
幹事	堀口 良成	(株)日経リサーチ
幹事	阪口 香	(一社)新情報センター
JMRA 事務局長	渡部 和典	JMRA 事務局

② 幹事会の役割

委員会運営に責任を持つ

- ・活動方針の素案を作成
- ・活動に必要な人材の確保と円滑な運営の検討
- ・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ・関係機関等主催の研究会、委員会及び「意見交換会」への参加
- ・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て意見書(パブリックコメント)を提出する
- ・府省等からの調査依頼や案内について、会員社へ広報の承認
- ・統計委員会、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会等の傍聴
- ・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

(3) 小委員会

2013 年度は、委員会の中に次の 3 つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

① 市場動向分析小委員会

(リーダー：芦川委員、サブリーダー：里吉委員)

② ガイドライン小推進委員会

(リーダー：山中委員、サブリーダー：武井委員、堀口委員、坂口委員)

③ 資格制度検討小委員会

(リーダー：岩間委員、サブリーダー：小須田委員)

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

2.1 年間活動の概要

2013年6月に、2012年度の委員会活動の成果を取りまとめた「公的統計に関する年次レポート 2012 報告書」を刊行し、関係府省、団体を表敬訪問した。6月初旬に幹事会を開催し、2013年度の委員会活動の取組みに向けて、活動方針案の検討を行った。2013年度の委員会活動は6月度を第1回目の委員会としてスタートすることになり、2014年5月のJMRA総会までを一つの区切りとした。その間、委員会は11回を数え、府省をはじめとする講演会を4回開催し、その結果を取りまとめて「公的統計に関する年次レポート 2013 報告書」を刊行することとなった。以下、活動内容を記す。

2.2 関係各府省等への表敬訪問

「公的統計市場に関する年次レポート 2012 報告書」の完成を待って、各府省等統計主管部署のトップ、担当部署並びに関係機関等へのJMRAとしての表敬訪問を実施した。府省等へは、担当理事、事務局長等協会幹部と本委員会の関係者が同行した。この1年間の委員会活動の取組み、2013年度の活動方針等を初めとしてレポートの内容を説明するとともに、民間事業者の立場から公的統計に関する意見交換を行った。

表 I -2-1 表敬訪問先一覧

府省等	訪問先
総務省	政策統括官(統計基準担当)
	統計局
内閣府	公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局
	統計委員会担当室
経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室
	大臣官房調査統計グループ総合調整室
	大臣官房調査統計グループ統計企画室
	大臣官房調査統計グループ構造統計室
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官
厚生労働省	大臣官房統計情報部
国土交通省	総合政策局情報政策課
東京都	総務局統計部調整課

2.3 委員会の開催

2013 年度の本委員会は、6 月から月 1 回を定例として、5 月末までに計 11 回開催した(8 月は休会)。委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催し、その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。全体会議では、前回委員会開催日以降の活動状況である、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会等(内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会)の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクト、関係機関・関連団体等の動向等について、委員会事務局から報告を行った。

また、全体会議の中で、有識者や統計実務の関係者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後に開催し、各小委員会のグループ単位での調査研究報告等の活動を行った。

2.4 全体会議における講演会・意見交換会

講演の依頼は幹事会で検討し決定した。講演の依頼にあたっては、本委員会事務局と JMRA 事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、テーマ等につき協議を行い、講師の人選については依頼先の了承を得て開催することとした。

2013 年度は、大きな制度変更のない年であったので、これまで講演のなかった厚生労働省と農林水産省に、統計調査の民間委託という視点で講演をいただいた。なお、今年度は JMRA における委員会間の連携をいうテーマがあり、本委員会は「ISO20252 認証協議会」と協働するという事で同協議会からの講演を設けた。

表 I-2-2 JMRA における講演会・意見交換会

時期	委員会	講演タイトル	所属	講師
9 月 13 日	第 3 回	「公的統計基盤整備委員会」と 「ISO20252 委員会」の協働	JMRA・ ISO20252 認証 協議会	藤沢 昌樹氏
11 月 15 日	第 5 回	厚生労働省の民間委託案件と特 長について	厚生労働省大臣 官房統計情報部 企画課企画調整 室	山田 和歌子 氏
12 月 12 日	第 6 回	調査に携ってきたハワイ大学教 授が語る調査票の重要点！	ハワイ大学	Nicolaos E. Synodinos, Ph. D
2 月 14 日	第 8 回	農林水産統計と市場化テストに ついて	農林水産省大臣 官房統計部統計 企画管理官付	藤岡 康則氏

2.5 小委員会の活動

詳細については第二部に詳しく報告がされているので、ここでは小委員会が今年度注力した課題をあげておく。

2.5.1 市場動向分析小委員会

本小委員会の課題は「落札情報の収集」と「調査インフラ等に関する実態調査」の実施である。後者について今年度は意欲的な変更を試みた。一つ目は、品質確保のために JMRA が ISO20252 取得を推進しているが、今回の調査で会員社に対し ISO20252 への対応を質問したこと、二つ目は調査インフラとして従来は調査員調査に重きが置かれていたが、これを郵送調査、オンライン調査まで広げたことである。さらに会員社の実態調査が、その調査時期(11月)の関係で前年(2012年度)データとなることから、今年度(2013年度)予測も聞いたことである。今年度の予測は、来年度の調査を待ってその正確なデータがわかるので、評価は来年度へ持ち越しとなる。

ISO20252 については、3割の会員社が必要性和を感じているにもかかわらず、取得率は約1割である。非取得理由は、クライアントが認証にこだわらない、コストがかかるということあげている。各府省の仕様書で ISO20252 は ISO9001 と同様の資格と評価している点はよいが、総合評価に加点する等モチベーションをあげる仕組みを導入していただきたい。また、ISO20252 認証協議会においてはコスト抑えることができる仕組みを一層検討していただければ、必要性を感じている会社にとっては、取得する環境が整い、より一層の取得が見込まれると考えられる。

2.5.2 ガイドライン推進委員会

本委員会が設立されてから、公共サービス改革法(以下、公サ法)に則った「実施要項チェックリスト」に基づき調査研究をしてきたが、公サ法に準拠した仕様書・実施要項は、「実施要項チェックリスト反映度が極めて高い」(公的統計市場に関する年次レポート 2012)と確認されており、これといった重大な指摘はない。そこで今年度は公サ法による分析は行わず、総務省「各府省統計主管課長等会議申し合せ」の平成24年4月6日付「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、実際の仕様書がどのようなになっているか、4案件を取り上げて分析を試みた。

なお、「公的統計市場に関する年次レポート 2011」の「第5章応札関連書類に関する課題と要望」において、「提出書類の一覧表」の提案を行っている。これは、仕様書の確かな理解と必要手続きの効率性といった視点から、見落としのないことが大切という観点で提案した。2013度には総務省の案件で、簡便でわかりやすい表が提示された。これは民間事業者にとって大変歓迎すべきことであり、他の府省へ波及を望む。この資料を巻末に掲げておく。今一度、仕様書の充実こそが民間事業者、そして何よりも発注側の国にとって重要であることを明記しておきたい。

2.5.3 資格制度検討小委員会

統計検定センターへの協力は昨年度までと同様であるが、2つある試験のうち、統計調査士資格試験の対象が大きく転換されたことに、委員会としてどのように対応したらよいか議論を重ねた。発足当時の統計調査士試験の対象は調査員であったが、調査員にとっては試験内容の難易度が高すぎ、また受験の動機づけが十分ではないこともあり、統計検定センターは学生という将来のリサーチャー予備軍を受験対象とするという方向転換を行った。そのことは重要な意味を持つが、調査員調査の実務を担う調査員に対して何らかの制度を模索している本委員会にとっては、調査員が置き去りにされてしまうという危機感がある。また、過去3年間で試験傾向が変わってきており、会員社の社員は戸惑っている。そのような状況変化の中で過去問題集の作成や講座の開設等の検討があり、また産学連携等のアイデアがでた年でもあった。多くの課題があるが次年度の検討・研究に大きく期待したい。

2.6 各府省、関係機関とのコンタクト

2.6.1 総務省政策統括官(統計基準担当)

2009年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下、第1期基本計画)は5年計画の最終年度となり、総務省政策統括官(統計基準担当)は新計画策定に向け精力的かつあわただしい動きを示した。第Ⅱ期基本計画は、2014年3月に閣議決定され、新たな段階へと進んでいくこととなった。民間事業者は、その方向性に重大な関心を寄せてきた。第Ⅰ期基本計画は、「基本的な計画」の「民間事業者の活用」の項目に示されている①「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討、③統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し毎年開催する、としていた。

第Ⅱ期基本計画の「統計リソースの確保及び有効活用『民間事業者の活用』」では、「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である」としている。業務範囲について、企画立案業務等は国自らが行うとし、調査結果の精度が低下しないよう慎重な検討が必要とし、民間事業者の履行能力にも十分留意する、とある。つまり、民間事業者に委託したのは良いが、十分な品質が確保されない懸念があることを意味している。そして、『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申し合せ。平成24年4月6日改正)に、「プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。」とある。また、「統計調査環境の改善(2)統計の品質保証活動の推進」では、「各府省は、品質保証を中心に品質保証活動の取り組みを強化し、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するとともに、プロセス保証を導入する方向で、公的統計の品質保証に関するガイドラインの見直しを実施する」とある。公的統計へのプロセス保証導入は、2015年度(平成

27 年度)末まで実施、民間事業者の活用に係るガイドラインへのプロセス保証の考え方を導入する方向については、2016 年度(平成 28 年度)末までに結論を得るとしている。その意味で今後も政策統括官(統計基準担当)とは緊密に連絡をとりあう必要性があると認識している。

2014 年 3 月 19 日には、総務省政策統括官(統計基準担当)室が事務局となり関係各府省により構成される「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下、WG という)の場を活用し、関係府省と JMRA との間で意見交換が行われた。事前準備の中で、今回は第Ⅱ期基本計画に盛りこまれた公的統計のプロセス保証という観点から、調査実務に焦点を合わせた国際基準の「ISO20252」を取り上げることとした。意見交換会の冒頭、政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付企画官の澤村氏より、第Ⅱ期基本計画に掲げられている公的統計のプロセス保証の導入に向けた検討の参考とするため、「ISO20252」認証協議会の事務局を務めている JMRA から、ISO20252 の概要及び JMRA のプロセス保証の取組についての説明を受けたい旨のご挨拶があった。これを踏まえ、JMRA の ISO20252 認証協議会の一ノ瀬委員長より、資料「ISO20252 の概要と JMRA の取り組み」(巻末資料)に沿って 1 時間にわたって説明があり、その後「民間事業者の活用の見直し・改善に関する WG」構成員と意見交換を行った。その意見交換では、ISO20252 の取得企業と今後の動向、認証までかかる期間、郵送調査やインターネット調査における認証のメリット、複数国間に渡る統計調査への対応、中小企業が取得する体力等々活発な質疑応答があり、今後ますます緊密な連携をしていく必要があると受け止めている。

ちなみに統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討は、統計委員会から協力要請を受け、一般社団法人日本品質管理学会が、2010 年 3 月に「統計・データの質マネジメント研究会」を設置し、以降研究活動を行ってきた。この研究会には、各府省の公的統計主管部署の担当者が参加している他、民間事業者の立場から本委員会のメンバーも参加してきた。2014 年初夏にはその研究報告が完成する。

これとは別に 2013 年 11 月 13 日に東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターにて、第 63 回全国統計大会が開催された。この大会の後半において、「第 34 回統計シンポジウム」が情報セキュリティ大学院廣松毅教授の進行で「調査拒否に対し今後どのように向き合っていくべきか」というパネルディスカッションが行われた。調査業界を代表して会員社の日経リサーチ鈴木督久氏がパネラーに加わった。調査環境の悪化という状況の中、有意義なシンポジウムであった。

2.6.2 内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室に、「公的統計市場に関する年次レポート 2012」の報告・説明のため訪問し、あわせて意見交換の機会を持った。

また 2014 年 2 月 25 日には、公共サービス改革法(以下、公サ法)案件の現状と統

計調査の動向という観点で意見交換を行った。公サ法を適用している統計調査についてはおおむね順調で、いわゆる新プロセス¹に移行しつつある。新プロセスについては、「巻末資料 5」にあるとおり、実施案を公表して意見募集を行うという一連のプロセスを省略するフローをいうが、統計調査の多くは実施要項通りに行っているということとなる(新プロセス移行は、継続事業の審議時に評価をしているため、すべて同時に移行ということではない)。本委員会からは、標本数、金額等規模の大きな案件は公サ法適用にはどうかという提案を行った。

同室は、2013 年 11 月 1 日から 11 月 21 日までの間、「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」を実施した。これに対し、本委員会として「公的統計の民間事業者の活用について」を提出した。内容は、「一定の規模を有した統計調査については、公共サービス改革法の対象とする。そのことにより公正な競争性が確保され、統計調査の品質の向上が期待できる」というものである。

2.6.3 関係委員会の傍聴(内閣府統計委員会等)

公的統計の民間開放に関連するテーマの審議が行われる内閣府統計委員会に対し、本委員会として傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会については、2013 年度は関係する議題が少なく、結果として傍聴を行わなかった。

表 I -2-3 関係委員会の傍聴

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第 66 回統計委員会及び基本計画部会	7 月 26 日	「経済産業省生産動態統計調査の変更について」等
第 68 回統計委員会及び基本計画部会	9 月 27 日	「日本標準産業分類の改訂について」等
第 69 回統計委員会及び基本計画部会	10 月 30 日	「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」等
第 70 回統計委員会	11 月 22 日	部会の審議状況について
第 71 回統計委員会及び基本計画部会	12 月 13 日	「科学技術研究調査の変更について」等
第 72 回統計委員会	1 月 31 日	「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」等 樋口委員長の辞任
第 73 回統計委員会	2 月 17 日	統計委員の発令、西村委員長就任
第 74 回統計委員会	3 月 24 日	「医療施設調査の変更について」等
第 75 回統計委員会	5 月 12 日	「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」等

¹ 新プロセス;公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等(以下「実施府省等」という。)の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的入札・契約に委ねる新たなプロセスをいう。

<第 68 回統計委員会>

日本標準産業分類の改定検討をし、「市場調査・世論調査・社会調査業」の新設が決まった(施行は 2014 年度 4 月)。

<第 69 回統計委員会―基本計画部会について(方針と審議内容)>

「統計リソースの確保及び有効活用」・・・民間事業者の活用

統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも民間事業者の適正な管理に留意しつつ、活用を推進することが重要である。一方で、民間事業者の活用に当たっては、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案等の中核的業務を国自らが行うことに留意すべきである。

民間事業者の活用については、おおむね現行基本計画に沿った取り組みが進められていると評価できる。一方、民間事業者の適正な管理に留意しつつ、更なる充実を図ることが必要と考える。このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。(下線は JMRA)

- ・民間事業者の活用については、これまでの取り組みの更なる定着の促進を図る。
- ・公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため、必要に応じて民間事業者活用ガイドラインを改定する。

<第 72 回統計委員会>

「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の答申が終わったのを受け、樋口委員長、深尾委員長代理が辞任した。

<第 73 回統計委員会>

新任を加えた統計委員が発令され、委員長に東京大学大学院経済学研究科の西村清彦氏、委員長代理に慶応義塾大学商学部の中島隆信氏が選任された。

2.6.4 農林水産省

農林水産省には 2.4 に掲載しているとおり、2014 年 2 月に農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付管理官補佐の藤岡氏に講演をいただいているが、そのほかの連携した動きも紹介する。

2013 年 7 月 19 日 JMRA のホームページにて農林水産省の「牛乳乳製品統計調査」等 3 件の入札案件の紹介を行った。これは農林水産省が広く公募を求めていることに、JMRA が自発的に会員社に周知をしたものであった。これについてはその後 8 月 26 日にさらに追加の周知をすることとなり、会員社には広く伝わることとなった。

2.6.5 経済産業省

2012 年に経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課(いわゆるメディアコンテンツ課)に、JMRA より市場調査業界の産業分類の独立を提案した。2013 年同省より統計委員会に諮問され審議されてきたが、2014 年 4 月に細分類の新設をみた。本

委員会は協会トップとともに、これまで尽力いただいた経済産業省の各部署に挨拶を行った。

.....
JMRA ニュース Vol. 46(2014, 4, 25 発行)より引用する。

「今月、『日本標準産業分類』の改定で『その他の情報処理・提供サービス業』から『市場調査・世論調査・社会調査業』に変わりました。」

日本における産業分類を定めた、総務省告示である『日本標準産業分類』第13回改定が今月施行されました。この改定で、「市場調査・世論調査・社会調査業」という項目が新設され、マーケティング・リサーチ業は、「その他の情報処理・提供サービス業」から、「市場調査・世論調査・社会調査業」に分類されることとなりました。

<改定前>

「情報通信業>39 情報サービス業>392 情報処理・提供サービス業>
3929 その他の情報処理・提供サービス業」

<改定後>

「情報通信業>39 情報サービス業>392 情報処理・提供サービス業>
3923 市場調査・世論調査・社会調査業」

この改定に至るまで、**JMRA** では「日本標準産業分類改訂に関する意見提出」を行い、活動してまいりました。

.....
農林水産省と同様、経済産業省の入札案件である「平成25年特定サービス産業実態調査」について、2013年5月20日ホームページで周知した。

2.7 関係機関、団体等の動向

2.7.1 一般社団法人 日本品質管理学会(担当：武井委員)

本委員会と日本品質管理学会(以下、品質管理学会)との関係は「公的統計市場における年次レポート2009」において初めて記載されているが、詳細な記述は「公的統計市場に関わる年次レポート2010」からである(P.9)。その冒頭で「日本品質管理学会は内閣府・統計委員会からの要請を受けて、学会の中に『統計・データの質マネジメント研究会』(主査・椿広計)を3年間設置することを2010年3月に決定した。統計委員会が要請した背景には『公的統計の整備に関する基本的な計画』(平成21年3月13日閣議決定)に盛り込まれている、統計の品質評価の適切な実施を実現する意図がある。」と紹介されている。この『統計・データの質マネジメント研究会』には**JMRA**からも参加している。研究会は昨年度にそのミッションを終えた。ここでは、あらためて本委員会と品質管理学会との関わりを振り返るとともに、研究会の最終報告書の構成を紹介したい。

椿主査との関係及び「統計・データの質マネジメント研究会」発足経緯は次のとおりである。

2009年3月12日、本委員会で椿主査により「ISO20252と公的統計における民間事業者の活用についての展望(資料タイトル『品質マネジメントと統計』)」というテーマでの講演があった。講演会終了後、統計・データの質マネジメントについて意見交換が行われた。

2010年2月、内閣府統計委員会委員長より品質管理学会会長あてに「統計に係わる研究開発について(協力要請)」の文書要請があり、趣旨には「統計の品質評価を通じ信頼性の高い統計を整備するため」にとあった。

2010年3月、品質管理学会理事会で「統計・データの質マネジメント研究会」の3年間設置が決定される。

2010年7月13日第1回「統計・データの質マネジメント研究会」が開催され(日科技連東高円寺ビル)、主査は椿広計氏(当時：統計数理研究所副所長リスク解析戦略研究センター長)が務めた。「統計・データの質マネジメント研究会」メンバーは、規定²による委員以外に“データマネジメントに長年取り組んできた”関連団体(民間の実務家)からの参画及び関係府省が推薦する専門家、統計学会会長、統計数理研究所研究員等の学術関係とともに「我が国の市場調査、社会調査のISO20252に基づく第三者認証設立の動きをうけ認定機関の日本適合性認定協会にも委員派遣を依頼した」となっている。従って、官、学、民の研究者・実務家からなる研究会といてよい。JMRAへ“データマネジメントに長年取り組んできた”団体として参加要請があり、積極的に参加協力することになった。公的統計の品質研究であり本委員会からの派遣が妥当との判断から、事務局長の山田高氏(2010年当時)、同幹事の鈴木督久氏³、同じく武井雅氏の3名を派遣することとなった。他に民間からは「日本製薬工業協会医薬品評価委員会統計・データマネジメント部会」も参画要請をうけ、委員が派遣されている。

研究会では各分野におけるデータマネジメントの現状報告、GUM(Guide to the Expression of Uncertainty in Measurement)と統計についての報告、国家品質保証フレーム(NQF(National Quality Assurance Framework))の紹介、加工統計の問題点及びISO20252の理解と公的統計への適用可能性と問題点等が研究された。JMRAと関係の深いISO20252であるが、これについては認証機関である日本能率協会審査登録センター(JMAQA)の篠泰彦氏を招いて委員間で規格概要を共有した。また、可能性と問題点については具体的な公的統計調査の実行プロセスをISO20252チェックリストに基づいて評価する形での検討を実施した。この検討は関係府省とJMAQA関係者とのWGで実施されている。なお、JMRA関係者は利害関係者との点よりWGには参加していない。

研究会の成果は、関連学会での中間報告や2012年5月にアテネで開催された公的統計の品質に関する欧州会議等でも発表されている。また、研究報告を兼ねての総括として、2013年4月に「統計・データの質マネジメントービッグデータ時代に問

² 品質管理学会規定には研究会委員は「品質管理学会員あるいは賛助会員からの推薦者」となっている。

³ 鈴木督久氏は品質管理学会員であり、2009年の講演も鈴木氏(当時JMRA理事、現在、同副会長)を通して椿主査に依頼をした。なお、山田氏退任のあとはJMRA事務局長が参加している。

われる情報収集の質とマネジメント」と題してのシンポジウムが開催された。この内容については「公的統計市場における年次レポート 2012」(P. 8)に記載したとおりである。

シンポジウム後に最後の研究会(2013年7月)が行われ、研究会としてのミッション終了と最終報告書構成(案)の執筆担当が確認された。構成(案)は次のとおりである(2013年7月時点)。現在、報告書はほぼ完了し、椿主査による編集が行われている。JMRAは「4 マーケティング・リサーチとデータの質マネジメント」及び「5-3 ISO20252 規格の活動状況」を担当した。この部分には研究会メンバー以外にISO20252 認証協議会委員長の一ノ瀬裕幸氏にも協力をいただいている。

表 I-2-4 「統計・データの質マネジメント研究会」報告書構成(案)

1. 統計・データの質マネジメント総論	4. マーケティング・リサーチとデータの質マネジメント
1-1 統計・データの質とは何か	4-1 マーケティング・リサーチにおけるデータの品質
1-2 品質保証に関する国際規格	4-1-1 マーケティング・リサーチが扱うデータの品質管理視点
2. 公的統計の質マネジメント	4-1-2 リサーチ機関が収集する 1 次データの品質管理視点
2-1 日本の取り組み	4-1-3 データクリーニングの品質管理視点
2-1-1 アウトプットの質に関する日本のガイドライン	4-2 マーケティング・リサーチ分野の課題
2-1-2 x x 省の取り組み	4-2-1 品質保証と顧客満足度
2-2 国連統計委員会の取り組みとガイドライン	4-2-2 品質とコスト
2-3 その他の国際的取組	4-2-3 品質確保の基盤となる人材育成
2-4 加工統計の質と計測の不確かさガイドの適用可能性	5. 調査のプロセスの質マネジメント
2-5 将来のあり方	5-1 ISO20252 調査の質マネジメント規格
3. 医薬品臨床開発とデータの質マネジメント	5-2 サービス認証制度
3-1 GCP の考え方と枠組み	5-3 ISO20252 規格の活動状況
3-2 臨床開発とデータマネジメントの現状と課題	5-3-1 JMRA(日本マーケティング・リサーチ協会)の ISO20252 への取り組み
3-3 データマネジメント・文書マネジメントを巡る新たな取り組み	5-3-2 ISO20252 普及状況と今後のポイント
3-3-1 臨床開発に対する製薬協 DIA のシックスシグマ活動	5-4 ISO20252 を公的統計に適用するための指針
3-3-2 QA 研究会における取組	5-5 ISO 20252 の公的統計分野での有効性
3-4 今後の臨床データマネジメント	6. 研究会活動を終えるにあたって

2014 年 1 月に統計委員会から総務大臣に答申された「公的統計の整備に関する基本的な計画」が 3 月 25 日に閣議決定された。これは 2009 年(平成 21 年)3 月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第 I 期基本計画)に続く、第 II 期基本計画として 2014 年度(平成 26 年度)を始期とする今後 5 年間の公的統計整備の指針となるものといえる。その「別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策」の P. 44 には以下のような記載が見られる。

表 I -2-5 第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画より

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実 施 時 期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1)～(5) の(5)民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。
3 統計調査環境の改善 (1)～(5) の(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成 27 年度末までに実施する。

出典：「公的統計の整備に関する基本的な計画」（総務省）より引用

この中で「『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』にプロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。」の部分は本委員会でも注目するところである。ガイドラインの中で、プロセス保証としての ISO20252 規格がどのように記載されるかは興味深い。その意味でも品質管理学会の報告書は官・民両方から注目される。その報告書は年次レポートの発刊時点では刊行されていると思われる。

2.7.2 一般社団法人 日本統計学会(担当：大竹担当理事)

(一社)日本統計学会(以下、日本統計学会)は 2011 年に創設した「統計検定」の定着に向け着実に活動を続けている。2013 年の試験は 11 月 17 日に実施された。1 級、2 級、3 級、4 級、統計調査士、専門統計調査士の試験申込者数は 4,895 人(受験者数：3,781 人)である。

表 I -2-6 日本統計学会主催の民間試験結果概要 (人)

検定種別	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1 級	402	227	32	14.10%
2 級	2,087	1,510	635	42.05%
3 級	1,445	1,217	737	60.56%
4 級	243	195	146	74.87%
統計調査士	462	403	170	42.18%
専門統計調査士	256	229	93	40.61%

資格認定数	
統計調査士	170
専門統計調査士	80

出典：統計検定ホームページより引用

受験者数は、2011 年、2012 年に比し着実に増加しており、定着しつつある。統計調査士は微増、専門統計調査士は漸減傾向である。

2014 年から、2 級、3 級、4 級については 6 月試験が実施され、年 2 回となる。国際資格(RSS/JSS)は 5 月、全種別(1 級、2 級、3 級、4 級、統計調査士、専門統計調査士)試験は 11 月 30 日の予定である。

これら資格試験は 3 年目を迎え、特に統計調査士、専門統計調査士試験に関しては、資格の対象の見直しに伴い出題内容についても見直しが行われた。

統計調査士は、資格対象を統計調査員から学生に切り替えたことから、試験内容が統計調査実務に関する基本的知識と利活用から公的統計に関する基本知識と利活用に、専門統計調査士は民間調査機関で求められる知識とスキルをこれまで以上に評価する方向に切り替えたことから、統計調査全般に関わる高度な専門知識から調査全般に関わる高度な専門知識と利活用を評価する方向で見直しが行われた。(舟岡史雄,『ESTRELA』2013, 9, No234)

日本統計学会監修により、「統計検定」については 2011 年、2012 年 2 回分の過去の試験問題・解説が出版されているが、他の級と併せて一括して出版する方向にある。統計調査士と専門統計調査士については、2013 年実施と合わせ 3 回分の「問題と解説」が 2014 年夏頃出版される予定である。また、東京書籍から出版されている参考書(「統計学」、「統計学の基礎」、「データの分析」、「資格の活用」)も順調に増刷を重ねている。

試験対策セミナーの開催も活発化し、日本統計学会が推薦する講座として、日本経済新聞社(日経ビジネススクール:2 級、3 級、国際資格対応講座)、SAS Institute Japan(1 級、2 級、3 級の対応講座)、財団法人統計研究会(2.5 級)が実施しており、順調に集客している。2014 年も引き続き、5 月に日本経済新聞社開催の講座が予定されている。

2.7.3 一般社団法人 社会調査協会(担当:堀口委員)

(一社)社会調査協会(以下、社会調査協会)が認定している社会調査士、専門社会調査士の 2013 年度の認定状況は以下の通りである。

表 I -2-7 社会調査士・専門社会調査士資格取得者数

	社会調査士	見込み	専門 社会調査士	第 8 条 規定
2004 年度	167 名	530 名	0 名	301 名
2005 年度	449 名	1,109 名	1 名	424 名
2006 年度	999 名	1,609 名	9 名	290 名
2007 年度	1,455 名	1,929 名	25 名	257 名
2008 年度	2,067 名	2,269 名	45 名	171 名
2009 年度	2,612 名	2,349 名	40 名	129 名
2010 年度	2,829 名	2,294 名	52 名	129 名

2011 年度	2,938 名	2,224 名	41 名	107 名
2012 年度	2,843 名	2,201 名	72 名	126 名
2013 年度	2,763 名	2,122 名	69 名	106 名
合計	19,122 名	18,636 名	354 名	2,040 名

出典：社会調査協会ホームページより引用

社会調査士は学部卒業生が単位を取得し社会調査協会に申請することで認定しているが、直近 6 年間をみると毎年安定して 2 千名台を認定している。この水準で行くと、社会調査士取得者数は 2014 年度に 2 万人を超えると思われる。

専門社会調査士は大学院を修了する者に対して単位と修士論文を含む論文の審査で認定するケース(正規)と、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース(8 条規定)がある。

2013 年度は、専門社会調査士(正規)が 69 名認定された。専門社会調査士(8 条規定)は、「教員」「実務者」「院生」に分類され、合計で 106 名が認定された。

表 I-2-8 専門社会調査士(正規)の認定者数

	2013 年	2012 年	2011 年	2010 年	2009 年
申請者数	72 名	77 名	44 名	57 名	42 名
認定者数	69 名	72 名	41 名	52 名	40 名
合格率	96%	94%	93%	91%	95%

出典：社会調査協会ホームページより引用

表 I-2-9 専門社会調査士(8 条規定)の認定者数(人、率は%)

	2013 年			2012 年			2011 年			2010 年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教員	103	88	85%	122	103	84%	99	86	87%	112	94	84%
実務者	14	11	79%	25	19	76%	20	16	80%	37	27	73%
院生	9	7	78%	9	4	44%	10	5	50%	12	8	67%
合計	126	106	84%	156	126	81%	129	107	83%	161	129	80%

出典：社会調査協会ホームページより引用

2.7.4 公益財団法人 統計情報研究開発センター(担当：岩間副委員長)

公益財団法人統計情報研究開発センター(以下、シンフォニカ)は、統計情報の活用技術に関する調査、研究、開発等統計に関する知識の普及・啓発、統計と情報の専門誌『ESTRELA(エストレーラ)』の発行を行っている機関である。本委員会は、シンフォニカが実施する統計検定に有効な研修や出版物についての情報収集と情報交換を適宜行っている。

本委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、次の 3 つである。①自治体等統計職員対象の「統計実務基礎研修」②「統計実務基礎知識」発行③「統計調査員のしおり」発行。「統計調査士」「専門統計調査士」の受験学習に向けて統計研修と関係書籍を会員社に広報した。統計実務基礎研修の年度別受講者(JMRA 会員社)は、以下の通りである。2012 年度は、大幅に受講者が増加した。その理由は、本研修が 5 月に実施されるため、2011 年度は 11 月に実施される統計検定の受験者の受験意向の決定遅れや受験勉強がスタートしていなかったが、2012 年度以降は、早めの受験対策が行われた結果であると考ええる。

表 I-2-10 JMRA 会員社の「統計実務基礎研修」受験社・
受験者数の推移

	2011 年度	2012 年度	2013 年度
社数	5	10	8
人数	9	31	27

それでも受講社数は 10 社程度である。2013 年度本委員会が実施した「調査インフラ等に関する実態調査」によれば、専門統計調査士を受験している会社は、2012 年度は 14 社、2013 年度は 12 社であり、すべての会社が受験勉強のために当研修を受講するまでには至っていない。

「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も 7,000 円(テキスト代込み、2014 年度も据え置き価格)と格安であり、専門統計調査士の資格取得を目指す人びとに推奨する講座である。今年度は、「統計概論・統計行政概論」の時間が拡大する予定である。受講者の話では、「マーケティング・リサーチに携わっている者にとっては、公的統計調査の知識を深める良い機会であった」「調査の種類や実施の流れといった基礎的なものが多かったが、改めて調査の基本を学び直す良い機会であった」、反面「試験が 11 月のため、5 月の研修では受験対策としては早すぎて忘れてしまう」等の意見を得た。本講座は、2014 年度も 5 月 22 日～23 日の 2 日間で実施予定である。また、上記 2 種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、委員会として購読を推奨する。社員向けの「統計実務基礎知識」(7 月頃発行予定、予定価格 3,300 円)は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。今年度は、新統計法が施行されて 2 度目の基本計画(5 年間)が 3 月に閣議決定されたことを受けて、記述が追加されている。また、調査員向けの「統計調査員のしおり」(3 月発行、価格は 320 円)は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。「統計調査士」が学生向けの資格となり内容が変化しているとはいえ、調査員の実務を理解する意味で「統計調査士」受験に有効な書籍である。今年度は、内容を若干充実させ増ページしている。上記 2 冊とも、総務省政策統括官(統計基準担当)の監修で作成されたテキストである。今秋 11 月 30

日に実施される「統計検定」の「統計調査士」「専門統計調査士」の受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」、「統計調査員のしおり」をぜひ読んで試験に臨んで欲しい。

2.7.5 ISO20252 認証協議会(担当：渡部 JMRA 事務局長)

ISO20252 認証協議会は、調査品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上と国際的な個人情報保護意識向上への対応策として、ISO20252 の普及促進を行っている。2013 年度は、主に次の活動を行った。

(1) 2013 年度の活動

① ISO20252：2012 年版ガイドラインの発行

ISO20252 認証協議会準備会において、2012 年 6 月に改定された ISO20252：2012 年版に対してガイドラインを作成し、2013 年 9 月から一般社団法人日本規格協会より発行を開始した。

② 国内の認証状況

2014 年 2 月には、認証企業が 4 社から 6 社に増えた。2014 年 4 月現在、準備中 2 社、検討中 2 社の状況であり、認証企業数は増加の方向にある。

③ 啓蒙・普及活動

第 3 回基礎セミナー(2013 年 2 月)を開催し、参加者に対して「品質システム基本書(中小会員社向けひな型)」を公開し、調査手法区分別の取得を促し、中小規模の会員社が取得しやすい体制を整え、その有用性をアピールした。

④ 連携活動

JMRA 公的統計基盤整備委員会との連携活動

「調査インフラ等に関する実態調査」において、ISO20252 の認知度等を確認した(2013 年 11 月)。さらに主要中央官庁の統計担当官が出席する総務省主催の「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換会」で、ISO20252 の概要説明とその有用性をアピールした。

⑤ 国際情報収集活動

各国のリサーチ協会と情報交換を行い、ISO20252 の普及状況について情報収集を行った。2013 年 10 月には、ISO20252 認証協議会委員長がバンコクで開催された APRC Conference に参加し、オーストラリアのリサーチ協会が行った ISO20252 取得の為の Work Shop に参加し、他国の普及促進の方法等を情報収集した。

(2) 2014 年度の活動予定

① 認証取得支援のためのセミナー開催

規格の普及促進に向けて、認証取得支援のためのセミナーを開催する。

② 連携活動

本委員会と連携し、公的統計における ISO20252 の有用性を継続してアピールする。他団体と協力し、本委員会実施のアンケートを通じてニーズ把握と PR を実施する。

③ ISO/TC225 国際投票への対応

ISO 規格は規格化から 5 年たつと確認、更新を行うこととなっていることから、アクセスパネル管理の規格である ISO26362 に関して、確認、更新の国際投票がきた。日本ではアクセスパネル管理の企業が限定的であることから、この規格の認証体制は整っていないが、将来的に ISO20252 に統合される可能性を踏まえて、認証協議会において協議し国際投票に対応した。

また、ソーシャルメディアを通じて集めてくるデータやクライアント側のデータの収集、解析に関して、Web Analysis の規格化の動きがあり、これらの内容を検討する新ワーキンググループの設立についても国際投票が求められた。ISO20252 認証協議会において、利害関係者とともに協議し、国際投票に対応した。

④ Web Analysis の ISO 規格化に向けた活動

認証協議会の下に Web Analysis の規格化に向けた分科会を設け、国際会議での議論・対応の対策を行う。

⑤ 情報収集とプレゼンス向上

ISO/TC225 の国際会議に参加し、日本からの要望や提案を伝えていく。また、各国リサーチ協会と情報交流を行い、各国の認証取得状況や成功事例等の情報を収集する。

第3章 中央府省の統計調査を含む民間委託の状況

3.1 2013 年度公的統計の民間委託の状況

3.1.1 調査手順

(1) 民間事業者を活用している公的統計をリストアップ

公的統計における民間事業者の活用については、毎年発表される「統計法施行状況報告」において、「調査企画、実査準備、実査、内容検査、データ入力、チェック等、統計表作成」等、12 のプロセスごとにその状況(民間委託実施率)が報告されている。

ここでは、公的統計の民間事業者を活用した案件について、総務省政策統括官(統計基準担当)が毎月発行している「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「統計月報」)を閲覧し、調査方法の記述で、調査の系統の項目が「民間事業者」と記述されている統計調査をリストアップした。このほかにも、「1. 基幹統計調査 2. 一般統計調査」一覧(総務省)、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっていたもの、また、「統計月報」には記載されていなかったが明らかに民間事業者を活用した案件等を確認してリストアップを行った。

(2) 委託先と契約金額の確認

公的統計の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づく競争入札に係る情報の公表」から、委託先と契約金額を確認した。公表されている調達情報、特に「公的統計」が識別されていないため、膨大な調達件数の中からの確認作業には大きな労力を要する。また、本委員会が求めているのは 2013 年度に実施された公的統計についてであるが、2013 年度の 4 月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4 月 1 日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2012 年度の調達情報に遡って確認する必要があった。また、複数年契約の公的統計の場合、〇〇年度調査から△△年度調査までの××年間の調査という記述がなされていない懸念もあり、初年度は把握できても次年度以降見落としてしまう可能性もある。

(3) 各府省へのヒアリング

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計を統括している部署や実施部局、会計課等に協力をお願いして確認した。

総務省政策統括官(統計基準担当)には、各府省の公的統計で民間事業者を活用して実施している情報を把握していることから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その最新情報を迅速に開示することを要望したい。また併せて、「統計月報」の発行時点を現状(およそ 3 か月前の内容)より少しでも早めていただくことをお願いしたい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい

- ・ 契約金額は「税込み」。
- ・ 複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査がある。本数とし

てはそれぞれの調査を1本とカウントしているが、契約金額は合算している。

- ・ 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度ごとの金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は単年度ベースに換算して集計した。

3.1.2 委託の規模

民間事業者を活用した公的統計は97本、契約金額は40.6億円であり、2012年度に実施された公的統計(基幹統計、一般統計)の民間開放の本数は106本、金額ベースで61.4億円であったので、大幅な減少となった。2010年度に比較して本数ベースでは勝るものの、金額ベースでは4.5億円の減少、比率にして90%である。

この一つの要因は、経済産業省「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」が、2011年度、2012年度と2年にわたり含まれている点にある。この調査は、「経済の国勢調査」との表現も使われる5年周期の超大型統計調査であり、その点で2011年度、2012年度は通常年とは異なる「特異年」とも言える。ちなみに2011年度の契約金額は15億円強、2012年度の契約金額は16億円強であった。

二つ目は、総務省統計局「サービス産業動向調査」である。2011年入札設計による統計調査分の約1.6億円が残っており、これは2012年で終了した。これによる減少も大きい。

三つ目は、2012年度には「産業連関構造調査」が16本、4千万円弱含まれていたことである。

こうみると周期調査が総額の増減に影響しており、年度単位の凸凹が激しい。受託した民間事業者は経営の多大なリスクが発生していることになり、民間事業者のプロジェクトマネジメントの工夫が否応なく要求される。

以上のように考えると、本数では通常年と比べて遜色がなく、金額面では2010年度に比較して5億円程度の減少となる。

表 I-3-1 民間事業者を活用した公的統計

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
本数 (本)	85 (100.0)	84 (98.8)	106 (124.7)	97 (114.1)
金額 (億円)	45.1 (100.0)	53.1 (117.7)	61.4 (136.1)	40.6 (90.0)

注 ()内は、2010 年度を 100 としての指数。

3.1.3 委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「その他民間」の35本(36%)、次いで「JMRA 会員社」の32本(33%)となっている。以下、「団体」19本、「シンクタンク」11本と続いている。2012年度との比較では「JMRA 会員社」は同数、「シンクタンク」

ク」が 17 本から 11 本、「団体」が 20 本から 19 本と本数が減少している。全体の本数が減ったなかで「JMRA 会員社」が健闘していると言えよう。2010 年度からの推移をみると「JMRA 会員社」が 18 本(21%)から 32 本(33%)と大幅な増加傾向が顕著である。

契約金額ベースでは、「JMRA 会員社」の契約金額が 19.2 億円と 2012 年度の 36.6 億円から大幅減少だが、理由は前項で書いたとおりである。「JMRA 会員社」は 47%のシェアを占め、委託先別で突出していることに変わりない。次いで「その他民間」8.9 億(22%)、「シンクタンク」7.4 億円(18%)、「団体」5.1 億円(13%)となっており、「シンクタンク」の減少と「団体」の健闘が目立つ。「団体」は 2012 年度は 2.7 億円(4%)であるが、2013 年度は 5 年周期調査を 3 本 2 億円弱受託しており、その結果の増加である。

委託先別の平均受託単価は、「JMRA 会員社」6,002 万円、「シンクタンク」6,742 万円、「その他民間」2,538 万円、「団体」2,684 万円となっており、各民間事業者とも、比較的高額な受託単価となっている。ただしこれは、高額な受託案件が平均値を押し上げているのも事実である。

表 I-3-2 委託先別の状況①(本数)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
JMRA 会員社	18(21)	22(26)	32(30)	32(33)
シンクタンク	17(20)	15(18)	17(16)	11(11)
その他民間	33(39)	32(38)	36(34)	35(36)
団体	16(19)	15(18)	20(19)	19(20)
非公表	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

表 I-3-3 委託先別の状況②(契約金額:億円)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
JMRA 会員社	21.0(47)	32.9(62)	36.6(60)	19.2(47)
シンクタンク	10.3(23)	11.5(22)	13.0(21)	7.4(18)
その他民間	9.6(21)	6.2(12)	9.1(15)	8.9(22)
団体	4.2(9)	2.6(5)	2.7(4)	5.1(13)
合 計	45.1(100)	53.1(100)	61.4(100)	40.6(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.4 府省別の状況

各府省別の公的統計における民間事業者の活用状況では、本数ベースで最も多いのは経済産業省で 27 本、次いで国土交通省 22 本となっている。以下、厚生労働省 13 本、内閣府 12 本、農林水産省 9 本、総務省と環境省がともに 5 本、財務省と文部

科学省がともに 2 本の順となっている。総務省と農林水産省が 2012 年度に比較して大きく減少したが、2012 年度は「産業連関構造調査」があったことによる。

契約金額ベースでみると、最も契約金額の多いのは経済産業省 13.1 億、次いで総務省 8.3 億、国土交通省 7.1 億、厚生労働省の 5.3 億である。経済産業省は、2012 年度には「経済センサス」で突出していたが、2013 年度は「経済センサス」分がないにも関わらずトップである。そのほか、総じて 2012 年度より落ち込んでいる府省が多いが、理由は 3.1.2 に述べたとおりである。

2010 年度からの推移をみると、本数ベースでは経済産業省は 2010 年度からコンスタントに 20 本以上で、2013 年度は 27 本となり、民間事業者を活用するトップの府省となっている。次いで国土交通省で、2 年間にわたり 20 本台となっている。厚生労働省は 10 本台にのせ、増加傾向が見て取れる。内閣府は漸増である。農林水産省は大幅な減少となったが、2012 年度は「産業連関構造調査」等があったためである。総務省と環境省の減少については、前者は 2012 年度に「産業連関構造調査」が数多くあり、また「サービス産業動向調査」の 2011 年設計分があったためであり、後者は、2012 年度に 1 回限りの調査が 2 本、3 年周期が 1 本あったためである。契約金額の推移をみると、経済産業省の凸凹が目立つ。理由は前出のとおりである。また総務省と国土交通省もそれなりに変遷が激しい。国土交通省は本数では前年に比較して横ばいなのに金額は 3 分の 2 に減っている。これは 2012 年度に行われた 6 億円近い大型案件が、2013 年度はタイトルも微妙に変わり規模が縮小していたためである。しかし観光・旅行関連統計の拡充される傾向に変わらない。

表 I-3-4 府省別の状況(①本数、②契約金額：億円)

	①本数				②契約金額：億円			
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
内閣府	5	8	11	12	3.4	3.8	5.6	3.4
総務省	8	7	11	5	11.1	10.4	10.2	8.3
財務省	1	1	1	2	0.2	0.2	0.2	0.3
文部科学省	1	1	1	2	0.1	0.05	0.05	0.2
厚生労働省	9	10	8	13	4.7	6.6	3.2	5.3
農林水産省	10	11	17	9	2.9	2.6	2.2	2.6
経済産業省	25	23	25	27	11.3	23.4	27.8	13.1
国土交通省	18	16	23	22	8.0	5.4	10.5	7.1
環境省	8	6	9	5	3.5	0.6	1.6	0.5
法務省	—	1	—	—	—	0.07	—	—
合 計	85	84	106	97	45.1	53.1	61.4	40.6

. 注 契約金額の個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.5 契約金額の価格帯別状況

契約金額の価格帯でみると、「1 千万円未満」が最も多く 43 本(45%)、「1～5 千万

円未満」は 29 本 (31%)、全体の 7 割超は「5 千万円未満」となっており前年度とあまり変わらない。「5 千万円以上 1 億円未満」は 14 本 (15%)、「1 億円以上」は 9 本 (9%) となり、前年と比べて「1 億円以上」が減少し、「5 千万以上 1 億円未満」が増加している。

契約金額「1 億円以上」の公的統計 9 本の府省別本数は、経済産業省 3 本、総務省 2 本、厚生労働省 2 本、農林水産省・国土交通省が各 1 本である。経済産業省が前年より 2 本減っている。「経済センサス」がなくなり、「石油製品需給動態統計調査」が 1 億円割れした影響と言える。内閣府も 2 本減少しているが、1 本は「消費動向調査」が設計変更により落札金額が下がり、あと 1 本は東日本大震災関連で 1 回限りの案件で 2013 年度はないためである。そのほか総務省が 1 本減らして、厚生労働省が「医療経済実態調査」で 1 本増やしている。

表 I-3-5 契約金額の価格帯(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
1 千万円未満	35 (43)	36 (43)	43 (45)	43 (45)
1 ～ 5 千万円未満	17 (21)	23 (28)	29 (31)	29 (31)
5 千万～ 1 億円未満	12 (15)	11 (13)	8 (8)	14 (15)
1 億円以上	14 (17)	12 (14)	13 (14)	9 (9)
非公表	3 (4)	1 (1)	2 (2)	0 (0)
合 計	81 (100)	83 (100)	95 (100)	95 (100)

注 1 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

注 2 2011 年度：契約金額が 2 調査 1 件のものがあるため、合計 83 本で表記。

2012 年度：契約金額が複数本で 1 件のものがあるため、合計 95 本で表記。

2013 年度：契約金額が 3 本で 1 件のものがあるため、合計 95 本で表記。

3.1.6 調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査手法別にみると、単一の調査手法を採用しているのは 41 本 (42%)にとどまる。その内訳は「郵送調査」33 本 (34%)、「調査員調査」6 本 (6%)、「オンライン調査」2 本 (2%)となっている。全体の 6 割弱の 56 本は、複数の調査手法を組み合わせ実施している。最も多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の 38 本で全体の 39%を占め、「郵送調査」単独の本数・構成比を上回っている。これは対象者の負担軽減を意図してオンライン調査を積極的に併用していこうとする施策の現れである。

また単独手法を除いて複数の調査手法を取り入れているもののなかで、「調査員調査」を用いているのは 8 本 (8%)、「郵送調査」を用いているのは 55 本 (57%)、「オンライン調査」用いているのは 48 本 (49%)である。

2010 年度以降の調査手法の推移をみても、それほど変化はない。

さらに今回の分析では、調査手法の主力・補完別の本数をまとめた(表 I-3-8)。主力手法は郵送調査が 84 本 (86.6%)と断然多く、民間事業者を活用した公的統計の調

査手法は、「郵送調査」をベースに「オンライン調査」を組み合わせていくというパターンが主流になりつつあることがみてとれる。

表 I-3-6 調査手法別状況(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
調査員調査	5(6)	6(7)	7(7)	6(6)
郵送調査	26(31)	25(30)	28(26)	33(34)
オンライン調査	2(2)	2(2)	5(5)	2(2)
郵送・調査員調査	8(9)	7(8)	6(6)	6(6)
郵送・オンライン調査	35(41)	33(39)	45(42)	38(39)
郵送・FAX 調査	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)
郵送・オンライン(電子メール)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)
郵送・オンライン・FAX 調査	4(5)	5(6)	6(6)	7(7)
オンライン・電話・FAX 調査	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
郵送・オンライン・調査員調査	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)
郵送・調査員・オンライン・FAX 調査	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)
その他	1(1)	1(1)	3(3)	0(0)
合 計	85(100)	84(100)	106 (100)	97 (100)

注 1 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

注 2 2012 年度の「その他 3 本」は、「郵送、FAX、電子メール」「郵送、ヒアリング」「資料収集」が各 1 本。

表 I-3-7 調査手法併用型のタイプ別(単独は除く)(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
① 調査員調査を含む調査のタイプ	10(12)	9(11)	8(8)	8(8)
② 郵送調査を含む調査のタイプ	50(59)	50(60)	64(60)	55(57)
③ オンライン調査を含む調査のタイプ	42(49)	42(50)	56(53)	48(49)

注 ()内は、構成比:%。

表 I-3-8 2013 年度調査手法の主力・補完別(本数)

	主力手法	補完手法	計
調査員調査	10	4	14
郵送調査	84	4	88
オンライン調査	3	47	50
FAX	0	13	13
電話	0	1	1

注 JMRA 調査(「畜産物市況情報の調査」はオンラインに含めている)。

3.1.7 調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査周期別にみると、「毎年」実施している調査が 51 本(53%)と増えており、全体本数が減ったにも関わらず最も多い。調査周期が 1 年未満の「毎月」「四半期」「半年」が計 26 本(27%)あり、「毎年」とあわせると調査周期「1 年以内」が全体の 8 割を占める。すなわち、2013 年度に民間事業者を活用した調査の 8 割は、年 1 回以上の周期で実施している調査ということになる。

表 I-3-9 調査周期別の状況(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
毎月	21(25)	22(26)	23(22)	18(19)
四半期	6(7)	5(6)	5(5)	5(5)
半年	3(4)	3(4)	3(3)	3(3)
毎年	40(47)	34(40)	48(45)	51(53)
2 年	3(4)	6(7)	1(1)	4(4)
3 年	2(2)	4(5)	1(1)	1(1)
4 年	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
5 年	4(5)	3(4)	18(17)	9(9)
10 年	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
不定期	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)
一回限り	4(5)	4(5)	6(6)	4(4)
その他	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.8 契約の根拠法別の状況

2012 年度の民間事業者を活用した公的統計は、公サ法に基づく民間開放が 15 本(15%)、会計法に基づく民間開放は 82 本(85%)であった。公サ法に基づく統計調査の入札は 2013 年度に 1 件あり、2014 年度は 1 件増えたこととなる。

2010 年度からの推移でみると、公サ法に基づく民間開放は落ち着いてきており、事業評価を経て着実に新フローに移行している。

表 I-3-10 契約の根拠法(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
公サ法	15(18)	13(15)	15(14)	15(15)
会計法	70(82)	71(85)	91(86)	82(85)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)

注 ()内は、構成比:%。

3.1.9 公共サービス改革法別に基づく民間委託の状況

公サ法に基づく民間委託は、8 府省で合計 15 本、契約金額では 10.7 億円と前年を 3 千 5 百万円ほど下回った。

本数が最も多いのは農林水産省で 5 本、次は総務省、厚生労働省、経済産業省が各 2 本、他の府省は 1 本となっている。

契約金額では、総務省が最多で 3.9 億円、以下、厚生労働省 2 億円、農林水産省 1.9 億円、経済産業省 1.5 億円となっている。

公サ法に基づく民間開放の契約金額 10.7 億円は、公的統計の民間開放の契約金額全体である 40.6 億円の 26%となる。全体の金額が下がったため、公サ法案件の比率が高まっている。

表 I-3-11 公共サービス改革法に基づく民間開放の状況(①本数、②契約金額：百万円)

	① 本数(上段) ② 契約金額：百万円(下段)			
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
内閣府	1 本 176(26)	1 本 189(27)	2 本 189(17)	1 本 100(9)
総務省	1 本 18(3)	1 本 23(3)	2 本 387(35)	2 本 387(36)
財務省	1 本 15(2)	1 本 23(3)	1 本 23(2)	1 本 23(2)
厚生労働省	3 本 171(25)	2 本 166(24)	2 本 203(18)	2 本 203(19)
農林水産省	5 本 181(27)	5 本 174(25)	5 本 185(17)	5 本 185(17)
経済産業省	1 本 102(15)	1 本 102(15)	1 本 110(10)	2 本 152(14)
国土交通省	1 本 3(0)	1 本 3(0)	1 本 3(0)	1 本 3(0)
環境省	2 本 15(2)	1 本 15(2)	1 本 5(0)	1 本 16(1)
合 計	15 本 681(100)	13 本 695(100)	15 本 1,106(100)	15 本 1,071(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

「容器包装利用・製造等実態調査」は経産省で積算。

公サ法に基づく民間委託の委託先は、本数では「JMRA 会員社」が 11 本と 7 割以上を占めている。契約金額では「JMRA 会員社」への集中度がさらに高まり、約 10 億円(92%)に及んでいる。過去 4 年度の推移をみると、「JMRA 会員社」の対応力向上を十分にうかがわせる結果となっている。

表 I-3-12 公共サービス改革法に基づく民間開放(③委託先・本数、④委託先・契約金額)

	③ 委託先本数(上段)			
	④ 委託先、契約金額：百万円(下段)			
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
JMRA 会員社	6 本 530(78)	6 本 601(86)	11 本 1,069(97)	11 本 996(93)
シンクタンク	0	0	0	1 本 42(4)
その他民間	7 本 76(11)	6 本 84(12)	3 本 31(3)	2 本 27(2)
団 体	2 本 75(11)	1 本 9(1)	1 本 6(1)	1 本 6(1)
合 計	15 本 681(100)	13 本 695(100)	15 本 1,106(100)	15 本 1,071(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.10 複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計の複数年契約は 15 本、全体の 15%である。複数年契約の本数は農林水産省が最も多くて 5 本、総務省 3 本、厚生労働省が 2 本の順となっている。

2010 年度からの推移をみると、農林水産省(5 本)と総務省(3 本)が高い割合で複数年契約を実施している。

2013 年度の複数年契約は、3 年契約が 13 本、4 年契約と 5 年契約が各 1 本となっている。複数年契約は 3 年契約が中心ということである。

表 I-3-13 複数年契約の状況(本数)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
内閣府	0	0	0	1
総務省	4	4	4	3
財務省	1	1	1	1
厚生労働省	3	2	2	2
農林水産省	5	5	5	5
経済産業省	1	2	2	1
国土交通省	1	1	1	1
環境省	2	1	1	1
合 計	17	16	16	15

3.2 「その他調査」の受託実績

JMRA 会員社は、公的統計(基幹統計、一般統計)以外の「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」等から発生するアンケート調査等の「その他調査」を各府省から受託している。JMRA 会員社の「その他調査」の 2013 年度受託実績を、「調査インフラ等に関する実態調査(2013 年 11 月)」とは別に各社からの自己申告の方式で調べた。

JMRA 会員社の各府省から 10 社が受託し、13 府省から受託本数 96 本、受託金額 7.5 億円となっている。

受託金額が最も多いのは内閣府で 2.5 億円(23 本)、次いで国交省 1.2 億円(19 本)、厚生労働省 1 億円となっている。2012 年度は文部科学省が 4.1 億円で飛びぬけていたが、これは単発の大型案件があったためである。

2010 年度からの推移をみると、受託した会員社は 2010 年度の 13 社を初めとして 10 社程度である。受託本数は、2010 年度が 102 本と多く、その後相当減少してきたが、2013 年度は 96 本と盛り返している。2013 年度の受託金額はこれまででもっとも低く、1 本当たり単価をみても、2010 年度 970 万円、2011 年度 1,569 万円、2012 年度 1,161 万円、2013 年度 789 万円と 2011 年度をピークに下降している。案件の仕様次第であるので一概に判断はできないので、下降しているという事実だけにとどめる。

なお、過去に刊行した「公的市場に関するレポート」を辿ってみると、JMRA の会員社が受託した府省(行政機関を含む)の数は、2010 年度 16、2011 年度 10、2012 年度 14、2013 年度 14 である。JMRA 会員社の各府省(行政機関を含む)への浸透は、「その他の調査」においても一定の段階に達しているとみられる。

表 I-3-14 JMRA 会員社の中央省庁における「その他調査」受託実績

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
事業者数(社)	13	10	9	10
受託本数(本)	102	73	77	96
受託金額(万円)	98,981	114,548	89,410	75,793
受託単価(万円)	970	1,569	1,161	790

注 受託単価は 1 万円未満を四捨五入している。

3.3 まとめ

2013 年度の公的統計における民間開放の市場規模は 40.6 億円で、そのうち JMRA 会員社の契約金額は 19.2 億円と全体の半数近くを占めている。公的統計以外の中央省庁を顧客とする「その他調査」では、10 社が受託して 96 本を獲得、契約金額ベースでは 7.6 億円である。公的統計と「その他調査」を合わせると、JMRA 会員社は中央省庁から約 26.8 億円の調査業務を受託していることになる。

2010 年度からの推移をみると、公的統計の契約金額は 2010 年度 21 億円、2011 年度 32.9 億円、2012 年度 36.6 億円を示し増加傾向であったが、3.1.2 で述べたように 2011

年度、2012 年度に「経済センサス」等の特需があり、2013 年度は減少となった。「その他調査」も 2012 年度以降減少している。2013 年度は両者を併せると 26.8 億円となり、2010 年度に比較して受託額が減少している。では民間委託の流れは停止状態となったのか、という疑問がわいてくる。しかし、各府省にヒアリングしてみると、民間委託が上限に達したということではない。

一つには国の財政事情と人的資産の窮状がある。国全体の財政がひっ迫している中、公的統計調査についても厳しい財政要求があることは事実である。また府省及び地方の統計調査を担当する部署の人数は減っており、民間委託を増やしこそすれ、内部実施を増やそうという要素はない。推移をみると 2011 年度、2012 年度が特異年度であるので右肩上がりのカーブは描けないが、傾向を俯瞰すると右肩上がりの推測がつく。「経済センサス」関連の調査は、5 年間で基礎調査、活動調査と 2 回実施することになっており、2014 年度以降には再度大幅な上昇傾向の可能性が見える。2013 年度はその谷間の年であったということである。

公サ法に基づく民間開放も企業、事業所対象の郵送調査を中心に拡大するという方針が打ち出されており、本委員会としても積極的に意見具申をしつつ、対象案件の拡大に寄与したいと願っている。

表 I-3-15 JMRA 会員社の中央省庁からの調査業務(受託金額：百万円)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
公的統計	2,100(100)	3,294(157)	3,661(174)	1,920(91)
「その他調査」	990(100)	1,145(116)	894(90)	758(76)
合 計	3,090(100)	4,439(144)	4,555(147)	2,678(87)

注) ()内は、2010 年度を 100 としての指数。

第4章 民間事業者のインフラ等の状況

——「調査インフラ等に関する実態調査(2013年11月)」より——

4.1 調査の改訂

「調査インフラ等に関する実態調査」は今年度で6回目となるが、今回は、公的統計等の民間委託が進む中で民間事業者の中核となるJMRA会員社が、委託のためのインフラとなりうるかという観点で多様な試行検討を行った。

一つは品質という視点でのISO20252認証協議会との連携である。2013年度のJMRAの行動目標は委員会間の連携を掲げており、本委員会はISO20252認証協議会との協働を目標とした。公的統計がまさにプロセス保証を目指していこうとするなか、ISO20252認証協議会との連携は時宜を得ていた。ISO20252に関する設問を調査項目の中に取り入れ、会員社の意識・実態について明らかにし、双方の委員会活動に有益な情報を取得した。

二つ目は、インフラの対象が、今までは調査員に偏っていたきらいがある。国の民間委託が郵送調査に重きを置いていこうとする現在、調査員以外の郵送調査並びにネットワーク調査の実情も把握しようと試みた。

三つ目は、会員社の営業行動の把握を期中に行うため、調査は前年の実態把握となる。そこで並行して当該年度の予測値の把握を試みたことである。統計調査の一覧(第二部市場動向分析小委員会_表ⅡA-3-2参照)については当該年度で行われており、調査年度を同一にしたいという試みである。今回は参考資料として提示するが、詳細な把握は次年度に期したい。

4.2 ISO20252に関する状況(会員社の取り組みについて)

ISO20252の必要性については、「必要性を感じている」「必要性をやや感じている」が31.8%と約3割が肯定的である。調査時点で4社が取得済み、7社が取得意向となっており、合わせると17%、つまり6分の1が取得意向を持っている。国が今後公的統計へプロセス保証を導入する動きとなれば、JMRA会員社としては認証を取り万全の備えをしておくことが求められる。また、必要性を感じている肯定派3割の残りの会員社にも取得促進のプログラムを用意することが求められる(なお、調査実施後の2014年2月現在では、計6社が取得している)。

調査の非取得理由は、巻末の資料にあげておいた。重要な理由として「クライアントからの要望がないため」「海外との取引がないため(グローバルな調査がない)」等がある。JMRAは品質管理について、マーケティング・リサーチ綱領の設定やJMRQS(JMRA:Marketing Research Quality Standard)という高い自主基準を設けて現在に至っているのが、クライアントの品質基準がより制度化されてくれば、それがモチベーションとなって取得参加が急速に増加するであろうことは容易に推察できる。単に公的統計調査だけでなく、産業全体に投げかける意味は非常に大きいであろう。

4.3 会員社の手法別状況

JMRAに加盟している正会員社134社の内、今回、回答のあった63社の調査員の

保有状況をみると 32 社 (50.8%) が各種調査に対応できる調査員を保有している。

調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が 32 社で 1 社あたり 408 人で最も多く、以下、「ミステリーショッパー」24 社 242.3 人、「来店者・来街者」28 社 94 人、「CLT」33 社 98 人と続いている。

また、1 社当たりのすべての手法を含む調査員平均保有人数は、544 人であった (表 I-4-1 参照)。全国で稼動可能な訪問調査員数は 1 社平均 408 人で、これをベースに推計すると全国の訪問調査員は延べ約 1 万 3 千人ということとなる (重複あり)。そのうち統計調査員との重複割合は、37.1%となっている。

地域別 (ブロック別) にみると、人数の多い順に首都圏 (東京、千葉、埼玉、神奈川)、九州、近畿、東海の順となり、都市圏に集中していることがわかる (表 I-4-2 参照)。

表 I-4-1 調査手法別保有調査員数

	全体 (社)	平均 (人)
訪問調査	32	408.2
ミステリーショッパー	24	242.3
来店客・来街者	28	94.0
電話調査	19	60.4
CLT	33	98.0
その他	9	34.6
合計	35	544.0

表 I-4-2 地域別平均稼動可能訪問調査員数 (人)

北海道	東北	北関東	首都圏	北陸信越	東海	近畿	中国	四国	九州
27.7	48.8	26.4	122.0	48.1	60.6	72.5	43.6	27.1	95.0

注 各手法、各社エリア間の重複を許容しているため合計は、訪問調査の平均とは異なる。

4.4 会員社の研修の状況

社員や調査員の研修実施内容については、双方ともに「プライバシーマーク規定に基づく研修」が 80%を越える実施率であった。これは JMRA が個人情報を取り扱っている業界の団体であるため、早くからプライバシーマーク取得に向け活動をしてきた結果である。民間のマーケティング・リサーチであれ統計調査であれ、コンプライアンスの遵守は同じである。特に、全国に散在する調査員に対して研修を行っていることは評価できるであろう。国の統計調査員も同様のことを実施していることから、国と民間事業者で有効な研修方法を検討してもよいのであろう。

他の研修で目立つことは、社員に対する「個別のスキルアップ研修」(69.8%)である。具体的な設問はないが、自由回答では、統計調査士や専門統計調査士資格取得への支援、グローバル化に対応した語学研修、e-ラーニング、マーケティング・リサーチに係るテクニカルな研修等が報告されている。

調査員の研修は概ねプライバシーマークに沿った研修であり、そのほかのスキルアップは依然として残された課題となっている。

4.5 会員社における社員等の資格

会員社社員の資格に適合するものとして、日本統計学会の統計調査士・専門統計調査士、社会調査協会の社会調査士・専門社会調査士がある。前者は 2.7.2 に詳細が報告されている。また「調査インフラ等に関する実態調査」で資格の現業での有効性が議論されており、また統計調査士と専門統計調査士の性格や制度の課題も報告されている(巻末資料 1)。この資格制度が創設されて以来 3 年間経過した現在、今後の動向を注視するとともに、会員社にとって有効なプログラムを検討する段階に至っている。後者は現在のところ研究者を対象とした認定に重きがあり(2.7.3)、本委員会としては状況把握を継続していくこととしたい。

調査員については、残念ながら有効な施策が打てていない。統計調査士がその役割を果たすべきところ、問題の難易度が高いということ、調査員が資格をとるモチベーションに欠けること、そして会員社の働きかけが全くないということも理由として挙げなくてはならない。また、既に統計調査士の対象が主に学生となってしまったことで、調査員に対しては別のプログラムを用意する必要があり、本委員会としては重要な課題という認識のもと、次年度に何らかの方策を検討していきたい(第二部資格制度検討小委員会参照)。

4.6 会員社の中央府省からの受託実績

中央省庁の入札に必要な参加資格「中央省庁全省統一資格」に登録している会員社は、44%、28 社であり昨年度より 1 社増となった。

登録社のランク区分は、「A ランク」6.3%、「B ランク」9.5%、「C ランク」25.4%、「D ランク」3.2%となっており、「C ランク」が最多となっている。未登録等資格なしとみなされるものが 55.6%となっている。国や自治体等へ民間事業者の参入のためには資格取得を増やしていく施策が必要である。

2012 年度、中央省庁から受託実績がある正会員社は全体の 24%(15 社)、本数は 165 本で、2011 年度より受託社数は 2 社増加し、受託本数は 108 本から 165 本と 5 割増しの結果となった。中央省庁からの受託状況を業務タイプ別にみると、「意識・世論調査、計画策定業務等」が 14 社 133 本で、2011 年度の 12 社 79 本から増加していることがわかる。表に示していないが、合計本数の推移は 2008 年度 135 本、2009 年度 112 本、2010 年度 95 本、2011 年度 108 本、2012 年度 165 本と増加傾向を示しており、民間事業者にとって活躍の場が増えているとみることができる(表 I-4-3 参照)。

表 I-4-3 業務タイプ別受託本数(2012 年度)

(本)

	合計		中央省庁		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
基幹・一般統計	5	43	5	32	1	11
世論調査・計画策定	19	981	14	133	18	848
合計	19	1,024	15	165	18	859

注 合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なることがある。これは、別の設問として聴取したことによって、回答社数が異なったためである。

次に業務タイプ別受託金額をみると、中央省庁から受託の「基幹・一般統計」は 49 億円で 1 社平均 9 億 8,049 万円、1 本平均 1 億 5,320 万円であった。2011 年度同様、大型案件により平均値が 1 社、1 本あたりとも高額となっている。また、中央省庁全体(意識・世論調査、計画策定等を含む)では 57.4 億円となっており、1 社平均 4.1 億円、1 本平均 3,479 万円となっている(表 I-4-4 参照)。

表 I-4-4 業務タイプ別受託金額(2012 年度)

(万円)

	合計		中央省庁		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
基幹・一般統計	5	505,899	5	490,246	1	15,653
世論調査・計画策定	18	283,349	13	83,765	17	199,584
合計	18	789,248	14	574,011	17	215,237

注 合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なることがある。これは、別の設問として聴取としたことによって、回答社数が異なったためである。

調査手法別の受託本数では、中央省庁からの調査員調査は 26 本であり 2011 年度が 31 本より 5 本も減少している。一方、郵送調査は 77 本で、2011 年度は 35 本に対して、調査員調査とは逆に増加傾向を示している。ネットワーク調査も 46 本と、2011 年度の 28 本より大幅に増えている。これらのことから調査員調査の減少傾向がみてとれるし、郵送調査並びにネットワーク調査については国の方針の影響もあって、大幅な伸長となっている。

調査手法別の受託金額の最多は郵送調査の 30 億 7,192 万円である。2011 年度よりは減少しているが、これは「サービス産業動向調査」の 2011 年設計分が終了した等による。受託本数の増加が顕著であったネットワーク調査は、2010 年度の 2,501 万円、2011 年度 5,870 万円から 6,795 万円へと伸びている。今後も増加が予測される。

表 I-4-5 業務手法別受託本数(2012 年度)

(本)

	合計		中央省庁		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
調査員調査	11	70	8	26	9	44
郵送調査	10	535	7	77	8	458
インターネット調査	14	284	7	46	12	238
その他調査	14	133	5	13	13	120
合計	19	1,022	14	162	18	860

注 合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なることがある。これは、別の設問として聴取したことによって、回答社数が異なったためである。

表 I-4-6 業務手法別受託金額(2012 年度)

(万円)

	合計		中央省庁		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
調査員調査	11	287,907	8	253,023	9	34,884
郵送調査	10	449,174	7	307,192	8	141,982
インターネット調査	14	34,867	7	6,795	12	28,072
その他調査	14	27,300	5	7,001	13	20,299
合計	19	799,248	14	574,011	18	225,237

注 合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なることがある。これは、別の設問として聴取としたことによって、回答社数が異なったためである。

各府省別でみると、2012 年度では経済産業省、厚生労働省、国土交通省及び内閣府の受託本数が多い。各府省とも世論調査・計画策定で本数が多い。昨年度多かった文部科学省と厚生労働省は減少し、2011 年度が特異年だったことを示している。「基幹統計・一般統計」では、総務省 8 本、経済産業省 7 本、厚生労働省 6 本、国土交通省 5 本と多い(表 I-4-7 参照)。

表 I-4-7 業務タイプ別府省別内訳(2012 年度/2011 年度)

(本)

	合計	内閣府	総務省	文部 科学省	厚生 労働省	農林 水産省	経済 産業省	国土 交通省	環境省	その他
基幹・ 一般統計	32/29	1/3	8/9	1/3	6/6	2/2	7/4	5/1	2/0	0/1
世論調査・ 計画策定	133/284	20/21	7/7	10/109	23/90	3/2	26/2	20/21	8/15	16/17
合計	165/313	21/24	15/16	11/112	29/96	5/4	33/6	25/22	10/15	16/18

4.7 会員社の中央府省からの受託見込み(2013 年度)

巻末の「調査インフラ等に関する実態調査」には、2013 年度の予測調査結果が載っている。これはあくまでも 2013 年 11 月時点の結果であることから、年度全体の数値を示すものではない。次年度の調査結果を待って、この時点での調査実施の妥当性を判断したいと考える。

以上のことを前提に、2013 年度の中央府省からの受託本数予測は 123 本である。2012 年度の 165 本から大きく減少となる。2013 年度受託金額予測は約 31 億円であり、2012 年度は約 57 億円である。

基幹統計に限定すれば、2013 年度予測は 28 本、23.3 億円であり、2012 年度は 32 本、49 億円である。

調査手法別にみると、2013 年度予測では郵送調査が 56 本、21.5 億円であり、2012 年度は 77 本、30.7 億円である。

表 I -4-8 <予測>業務タイプ別府省別内訳(2013年度/2012年度)

(本)

	合計	内閣府	総務省	文部 科学省	厚生 労働省	農林 水産省	経済 産業省	国土 交通省	環境省	その他
基幹・ 一般統計	28/32	1/1	6/8	1/1	3/6	3/2	7/7	7/5	0/2	0/0
世論調査・ 計画策定	95/133	21/20	5/7	7/10	8/23	2/3	16/26	21/20	7/8	8/16
合計	123/165	22/21	11/15	8/11	11/29	5/5	23/33	28/25	7/10	8/16

第5章 2013 年度の総括と今後の展望

5.1 公的統計の民間委託概観

5.1.1 民間委託の状況

2013 年度に民間委託された公的統計は、JMRA の調べでは 97 本、契約金額は 40.6 億円である。前年度比較では、本数・契約金額ともに大きく下回ったが、この理由については前掲のとおり、2011 年度、2012 年度と経済センサス活動調査の金額が高額であったためである。経済センサスは 2014 年度以降も基礎調査として出現し、以降 5 年間に基礎調査と活動調査が繰り返し行われる予定である。したがって、2013 年度はその谷間ということとなる。そこで今後の民間委託の方向を俯瞰的に捉えた場合、増えることはあっても減ることはないという予測となる。さらに、その他の統計調査も数多く民間委託されており、今後も民間委託が増える方向であると考えられるので、民間事業者も確実な体制を組んで対応することが求められる。

民間委託された公的統計の契約金額のシェアでは、「JMRA 会員社」が 19.2 億円で 47%を占めて第 1 位である。2012 年度のシェアから後退しているが、約半分を担っている。

JMRA は、会員社を対象として、公的統計以外の中央府省からの受託実績（「その他調査」）を自己申告方式で調べている。2013 年度の受託実績は 96 本、7.6 億円となった。2012 年度に比較して受託金額は減少しているが、本数では大幅に増えており、JMRA 会員社が存在感を増しているといっていよい。

公的統計と「その他調査」を合わせた JMRA 会員社の受託金額は、26.8 億円となった。2010 年度から増え続けてきた受託金額が 2013 年度はいったん下降となったが、また上昇するであろうことは前に述べたとおりである。JMRA 会員社の中央府省からの受託が拡大するとともに、JMRA 会員社は統計調査や「その他調査」により注力した取り組みが要求されるであろう。

5.1.2 民間事業者の状況

民間事業者は公的統計等に対応するため、社内外で研修を実施している。数多く実施しているのはプライバシーマーク研修である。「調査インフラ等に関する実態調査」の回答社では社員、調査員を問わず 80%台の会員社が研修を行っている。またスキルアップ研修では資格取得の奨励がある。統計調査士(15 社 168 人)及び専門統計調査士(16 社 233 人)の年ごとの増加は、JMRA 会員社の本資格に対する評価を表しているといえよう。また同調査では、専門統計調査士について、44.4%の会員社が周知している。中央府省全省統一資格 A から D を持っている会員社は、全部で 44.4%（「調査インフラ等に関する実態調査」の「I 調査概要」参照）であり、回答のあった会員社のうち 39.7%が推奨しており、会社による受験費用の補助は 28.5%となっている。昨年度までの状況の推移は不明であるが、経営サイドにはさらなる支援を望み、有資格者を増やしていただきたいところである。

実査のプロセスを保証する ISO20252 認証は、2014 年 2 月の段階では 6 社となっている。ほかに認証を望む会社があり、早晚 10 社を超えることが確実である。「調

「調査インフラ等に関する実態調査」で、31.8%の会員社が ISO20252 を必要と感じているが、必要を感じていない会社は、「クライアントが規格認証にこだわらない」「取得するメリットが感じられない」等々の理由をあげている。本規格が公的統計にも適用されるようになれば、会員社には取得の動機づけとなるであろう。今後の公的統計のスタンダードともなり、民間事業者とりわけ JMRA 会員社にとっては有効な資格を得たこととなる。品質重視という点でも ISO20252 の取得を推奨していくこととしたい。

調査員を取り巻く環境は、高齢化と仕事の減少及び単価の下落で、このところあまり変化はない。高齢化、IT 技術に対する対応、予算等複合的条件で調査員の維持・補充は厳しくなっている。しかし調査員稼働型の調査は依然として残っており、調査員のモチベーション維持と品質管理には十分留意する必要がある。

郵送調査は、設備投資をそれほど必要としない手法である。今回初めて実施した「調査インフラ等に関する実態調査」の質問では、官民の合算であるが、2012 年度の郵送調査は 1,670 件の実績となった。1 社当たり 26 件である。サンプルサイズが 1 万を超える調査では、176 件の実績がある。今後、民間委託は郵送調査を中心とするという方向性が示されているので、会員社の創意工夫と経験知で受託能力を広げていただきたい。

同様にインターネット調査をみると、パネル保有社が 31.7%、20 社であった。外部委託も含めると約 83%がインターネット調査業務に対応している。実施件数は、2012 年度に 2 万 9,713 件であり、かなりの経験を積んでいる。インターネット調査は JMRA 会員社以外でも当然実施されているが、簡単な意識調査のレベルを超えた調査は、JMRA 会員社の得意とする領域であると考えられる。なお、公的統計の場合はネットワーク調査という概念で、インターネット調査や政府統計オンライン調査システム等を包括的に含んでいる。今年度の「調査インフラ等に関する実態調査」では厳密な定義をしていないので、設問とおりインターネット調査としておいた。

5.1.3 仕様書のさらなる充実を求めて

「ガイドライン推進」小委員会は委員会発足以来、仕様書の分析・提言を行ってきた。同小委員会報告の「別表」(P92)では、過去 5 年間の活動概要が示されている。要点は透明性の確保、情報の開示、評価基準の明確化等々の課題であった。

公サ法による実施要項・仕様書を、本委員会が過去 5 年間検証してきた結果、入札資料として十分な資料という評価をしており、その内容は今後も継続されていくという判断で、今年度は調査研究の対象からは除外した。一方、各府省統計主管課長等会議申合せの「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」は 2012 年(平成 24 年)4 月 6 日に改正され、本委員会はこれもガイドラインとしては適切という判断をしている。ただし、申合せということであるので、実態については 2012 年度に引き続き研究を行った。民間事業者が公的統計等に参入するうえで必要なことは、自社の体力にあっているか、見積もりができるか、競争入札を経てコストに見合うだけの効果・利益が得られるか、受託した後に仕様書記載以外のリスクはない

か、日程が守れるか、回収率等品質が担保できるか等々である。入札自体にも経費がかかるため、そのようなリスクも考慮して参加を見送るケースも多々ある。仕様書等については、わかりやすく、情報が開示されていることが重要である。前掲のとおり、総務省の仕様書部分を巻末資料に掲載しておく。書類の整備が理解できる見本となろう。

また、府省の回答を得られる場合もあるが、調査のリスクの開示は必要である。仕様書に記載できなかった事項、品質目標の裏付け等々を開示・説明することが、品質確保のために重要であることも明記しておきたい。

5.2 「第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画」に関して

2014年度より新しく「公的統計の整備に関する基本的な計画」が制定された。本委員会がその動向について留意してきたことは前掲のとおりであるが、ここで本委員会の視点を改めて確認したい。JMRAは2001年よりJMRQSとして、マーケティング・リサーチ実施のための品質管理基準を自主的に設けてきた。これはマーケティング・リサーチ業界における品質管理上のミニマム・スタンダードとして、またJMRA正会員社の行動規範として、非科学的な調査を排し、個人情報とプライバシーの保護に万全を期し、マーケティング・リサーチ機関としての使命と社会的責任を果たそうという高い倫理規範のもとに設定されたものである。これらは「ICC/ESOMAR(国際商業会議所／ヨーロッパ世論・市場調査協会)MR綱領」と「EMRQS(EFAMRO:ヨーロッパ市場調査団体連盟の市場調査品質基準)」に準拠し、国際的に市場調査機関に要請されているすべての事項(事実上の国際標準)に適合させることを前提としたものである。

これらの自主基準はISO20252と発展していく。JMRA会員社は調査対象者の回答を正確にクライアントに伝えることを使命とし、そのために正しく調査を行い、その回答を正しく集計し、分析する必要があることは言うまでもない。

今般、第Ⅱ期基本計画に調査のプロセス保証を盛り込んだことからISO20252がクローズアップされてきた。他方で、JMRA会員社は長く品質保証に取り組んできたといえる。公的統計に品質保証のプロセス管理を導入することにJMRA並びに本委員会として異存はない。国と協力をして公的統計のプロセス保証、並びに民間委託に際してのプロセス保証をどうするか検討をし、またISO20252認証協議会と引き続き委員会間の連携を行いながら研究をしたいと願っている。

5.3 民間事業者の公的統計への対応

「調査インフラ等に関する実態調査」において、国から公的統計等の受託を目指す意向については、昨年度と同様の傾向が示されたと判断できる。それは、一方で民間事業者の参入がそれほど増えていないということでもある。また調査員調査は減少気味で、府省側には郵送調査、ネットワーク調査には前向きな動向が見える。調査市場全体をみると、グローバルな市場の開拓と同時に公的統計等の委託が増えてくることも把握しておきたい。そのような流れの中で、民間事業者はインフラ整備に

力を注ぐべきと考える。

例えば、人材(人財)の育成である。公的統計をはじめとして調査のマネジメントには人材のウェイトが大きい。特にプロジェクトを運営・管理できる人材が必要である。プロジェクト管理者は企画から集計分析まで携わり、発注者である各府省と折衝ができる人である。そのようなプロジェクト管理者のもとで、個別的な工程の人材が養成されることが望ましい。そこでノウハウを蓄積し、蓄積されたノウハウで他の案件をブラッシュアップする。この繰り返しをしていけば、よりよい品質の調査を提供できる受託者となるであろう。またノウハウの蓄積のなかで、ITを最大限活用して調査実施環境を整備していくことが重要である。民間事業者はそのような循環による向上をぜひ目指していただきたい。

ISO20252 については既に多く指摘を行った。民間事業者、特に JMRA 会員者は品質のプロセス保証という目標をたて、多くの会員社が取得を目指していただきたい。また、ISO20252 認証協議会にあっては、会員社の経費負担を考慮したプログラムを作っていただきたい。

公的統計の民間委託は、入札方法として総合評価方式、契約年度として複数年という次元から、統計調査の内容を担保する議論の段階に入ったといえる。JMRA 並びに本委員会としては、日本の公的統計を担っていくという気概をもって立ち向かうことが肝要であろう。このことを念頭に、引き続き産官学で協働作業を実践していきたい。

第二部

各小委員会の活動報告

- A.「市場動向分析」小委員会
- B.「ガイドライン推進」小委員会
- C.「資格制度検討」小委員会

A.「市場動向分析」小委員会報告

2014 年 5 月

「市場動向分析」小委員会

第1章 市場動向分析小委員会の活動

1.1 目的

市場動向分析小委員会(以降、当小委員会)の目的は、公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

1.2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1)府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- (2)「調査インフラ等に関する実態調査」結果

1.3 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計調査市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、例年と同様の収集方法をとっている。具体的には、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等である。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

JMRA 会員社を対象として行っている調査は、2008 年度より数え本年度で 6 回目となった。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは 2 回目の調査となっている。今回は、ISO20252 等の認証資格、郵送調査やインターネット調査の実態についての質問等を新設している。

1.4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎(株)東京サーベイ・リサーチ	芦川 勝彦
○(株)インテージ	里吉 秀之
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)サーベイリサーチセンター	半田 文浩
(株)ビデオリサーチ	森 正実
(株)マーシュ	窪田 美希
◎：リーダー ○：サブリーダー	

オブザーバー

(株)サーベイリサーチセンター 岩間 伸之

第2章 検討結果の要約

2.1 公的統計の民間開放の状況

2013年度の民間事業者等を活用した公的統計は97本、40億5,521万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は19億2,060万円であり、全体の約5割を占めている。

府省別に見ると、経済産業省が27本、13億円であり、本年度も本数・金額ともに最大であった。本数では国土交通省22本、厚生労働省13本、内閣府12本と続いている。金額では総務省8億円、国土交通省7億円、厚生労働省5億円の順となっている。

今年度の収集活動における課題および問題点について下記のような点が挙げられる。①今年度も統計月報の公開が当該月から数か月経過しているという状況に大きな変化はなく、計画的な収集活動が困難であったこと、②府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったこと等である。なお、各府省における落札情報の掲載状況は表ⅡA-3-1にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。その一方で、落札情報の収集活動にあたり、府省側で情報収集の窓口としての担当者を立てて、当委員会の収集活動にご協力をいただいた府省も見受けられた。

表ⅡA-2-1 2013年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総計	97 405,521	32 192,060	11 74,162	35 88,136	19 51,163
内閣府	12 33,913	6 16,126	2 15,036	4 2,751	－ －
総務省	5 82,569	3 79,384	－ －	2 3,186	－ －
財務省	2 2,571	2 2,571	－ －	－ －	－ －
文部科学省	2 1,530	1 914	－ －	1 616	－ －
厚生労働省	13 52,612	3 24,934	3 18,722	7 8,956	－ －
農林水産省	9 26,181	5 18,064	－ －	1 178	3 7,940
経済産業省	27 130,538	8 35,280	2 31,553	9 52,706	8 11,000
国土交通省	22 70,766	3 13,187	4 8,852	7 16,504	8 32,223
環境省	5 4,840	1 1,600	－ －	4 3,240	－ －

注1 表ⅡA-3-2を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位：本)、下段は受託金額(単位：万円)を表す。

2.2 JMRA 会員社の公的統計への対応状況(「調査インフラ等に関する実態調査」より)

JMRA の会員社に対する調査は、本年度で 6 回目となり、「調査インフラ等に関する実態調査」と調査タイトルを改称してからは 2 回目の調査となる。主に聴取をしたのは、「ISO20252 等の認証資格」、「調査員」、「郵送調査やインターネット調査」、「社員や調査員の研修」、「社員や調査員の資格」、「官公庁業務とのかかわり」、「官公庁業務の受託状況」についてである。

このうち、今回新たに聴取項目として設けた「ISO20252 等の認証資格」、「郵送調査やインターネット調査」のほか、資格について、官公庁業務の受託状況についての概況を下記に記す。詳細については巻末の資料編を参照されたい。

ISO20252 の認知率は 9 割に迫っているものの、取得率は 1 割に満たず、取得意向は大多数の会員社が取得予定なしと回答している。ISO20252 を含めた各種規格認証の非取得意向の理由として多く挙がっているのは、コストについて、労力、得意先からのリクエストがないこと、業務上必要がないことであった。ISO20252 の必要度は、約 3 割の会員社が必要を感じるという回答している。必要性を感じている理由としては、クライアントからの信頼向上、社内の品質管理・マネジメント向上、リサーチ業界の地位向上が上位に挙がっている。必要性を感じていない理由としては、クライアントが規格認証にこだわらない、取得するメリットが感じられない、取得に時間や人手・費用がかかりそう等が挙がっている。

JMRA 合計の実施案件数は、郵送調査が 1,670 件、インターネット調査が 2 万 9,713 件となっている。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割(20 社)、実施体制は「一部社内、一部外部委託」の形式が約 4 割を占めている。

社員や調査員の資格について、取得者数は、統計調査士が 15 社、168 人、専門統計調査士が 16 社、233 人である。専門統計調査士は昨年(12 社、127 人)に比べ、社数および人数ともに増加している。一方で受験者数は統計調査士および専門調査統計士ともに 2 年連続で減少している。また、社内での対応をみると、専門統計調査士は社内での非告知が 4 割に迫っている。推奨は選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。費用は何らかの費用負担をする社が受験者に全額個人負担をさせる社数をわずかに上回っている。また、専門社会調査士は社内での非告知がほぼ半数に上っている。推奨は選択的推奨を合わせても 1/4 程度にとどまっている。

官公庁業務の受託状況について、2012 年度の受託状況をみると、官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割であった。官公庁からの受託本数は 1,024 本(2011 年度は 1,180 本)、受託金額は 78 億 9,248 万円(同、87 億 9,814 万円)であり、全体としては本数、金額ともに昨年度からやや減少となった。なお、今年度の調査では試行的に年度が終了していない状態ではあるものの当該年度の受託状況(見込み)も聴取している。その結果は下記のとおりである。2013 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割、官公庁からの受託本数は 857 本、受託金額は 51 億 1,346 万円であった。

表ⅡA-2-2 JMRA 会員社の官公庁からの受託実績時系列比較

	合計	府省	地方自治体・ 外郭団体・ 独立行政法人
2007年度	890	117	773
	510,759	166,425	344,334
2008年度	995	135	860
	387,806	186,327	201,479
2009年度	896	112	784
	428,674	200,204	228,470
2010年度	840	95	745
	585,067	283,618	301,449
2011年度	1,180	108	1,072
	879,814	569,160	310,654
2012年度	1,024	165	859
	789,248	574,011	215,237
2013年度	857	123	734
	511,346	310,948	200,398

注1 JMRA 公的統計基盤整備委員会「調査インフラ等に関する実態調査」より作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位：本)、下段は受託金額(単位：万円)を表す。

注3 2013年度の受託実績は2013年11月の調査時点での見込みとして聴取した結果である。

第3章 公的統計の民間開放の状況

3.1 2013 年度公的統計の民間開放の状況

2013 年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、本年度も主に下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

1 つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当委員会では民間事業者の活用とは「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計月報」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計および一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で 2013 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2 つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会および訪問等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額とした。

表ⅡA-3-1 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

		落札情報ページへのパス							
	トップページ URL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	外部サイト
内閣府	http://www.cao.go.jp/	トップページ >調達情報 (画面中程右側のバナー)	調達情報	各種公示 (入札・落札・意見招請・資料提供要請等) (調達情報掲載サイト)	落札者等の公示				http://www.e-procurement.cao.go.jp/choutatsu/jouhou.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ >画面上部右側のバナー	【申請・手続】内 >調達情報・電子入札	調達情報	【総務省 内の調達 情報提供】 >大臣官 房会計課	公表事項	公共調達の適正化に係る情報の公表 >随意契約に関する情報の公開		
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ >画面中程右側のバナー	調達情報	入札・落札等情報 (物品・役務)	当該年度選択				
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	トップページ >画面中程厚生労働省からの御案内	【申請・募集・情報公開】 >調達情報	調達情報一覧	厚生労働省本省など 各部局、施設の調達情報	落札公示 ※厚生労働省本省の場合			
農林水産省	http://www.maff.go.jp/	トップページ >画面下部右側	【調達・入札】 >調達情報・公表事項	入札等の情報	随意契約に関する公示落札者の公示 (WTO対象案件に限る)	落札者等			
経済産業省	http://www.meti.go.jp/	トップページ >画面中程右側	【お知らせ】内 調達・予算執行	【公共調達の募集 情報・募集結果】 >入札結果・契約結果	【契約情報一覧 等】 競争入札または随意契約 >物品役務等	入札結果一覧表示 ページ	「物品役務等」 「委託契約」の内容 (月別＝PDF)		
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/	トップページ >上部バナー	申請・手続	調達情報	【調達情報】内 >政府調達	落札情報一覧 ※調達情報公開システム上部バナー	物品役務調達(競争入札)		http://chotatsu.mlit.go.jp/Reference.asp
環境省	http://www.env.go.jp/	トップページ >画面中程右側	調達情報	過去の契約情報	契約締結情報の公表	当該年度月選択	契約年月選択	競争入札(物品役務等) 随意契約(物品役務等)	

	落札情報の掲載内容										
	品目分類 番号	調達件名 及び数量	調達方法	契約方式	落札決定 日	落札者の 氏名及び 住所	落札価格	入札公告 日または 公示日	随意契約 の場合は その理由	指名業者 名	落札方式
内閣府	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	あり(調達 件名の み)	あり	あり	あり	あり	あり(税 込み)	あり(入 札公告日 のみ)	-	-	あり
厚生労働 省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
農林水産 省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
経済産業 省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通 省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	落札情報の掲載内容								
	予定価格	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	契約金額	落札率	その他
内閣府	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	-
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	あり ※非公表 が多い	あり（契約件名及び数量）	あり	あり	あり	あり	あり	あり ※非公表 が多い	備考欄
国土交通省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	備考欄 案件番号 訂正履歴
環境省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府 県所管の区分、応札・応募者数

	落札情報の掲載				
	案件名等の検索機能	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	付帯情報の掲載
内閣府	なし	2006/4～	1か月	html形式	落札情報のみ
総務省	なし	2012/6～	1か月	PDF・エクセル形式	落札情報のみ
財務省	なし	2010～	1年	html形式	入札公告も同時に表示
厚生労働省	なし	2011/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	html形式	落札情報のみ
農林水産省	なし	2013/2～	1年	PDF形式	落札情報のみ
経済産業省	なし	2007/4～	1か月	html形式	備考欄あり
国土交通省	あり	2012/3～	一括	html形式	落札情報のみ
環境省	なし	2006/05～	1か月	エクセル形式	落札情報のみ

注 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。(各府省のホームページの情報は 2013 年 8 月時点)

表ⅡA-3-2 2013年度民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考	統計月報 掲載年月
総合計							4,055,205,448		
【内閣府】							339,127,575		
1	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	99,995,000 (299,985,000)	3-①	H25.02
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送	毎年	会計	その他の民間	4,903,500		H25.09
3	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	57,120,000		H25.09
4	一般	民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,622,500		H25.05
5	一般	景気ウォッチャー調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	オンライン	毎月	会計	シンクタンク	93,240,000		H25.03
6	一般	食育に関する意識調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(食育推進担当))	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	9,061,500		H25.10
7	一般	生活の質に関する世帯調査 (経済社会総合研究所)	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	19,950,000		H25.11
8	一般	仕事と生活の調和(ライフ・ワーク・バランス)推進の現状分析・課題把握 のための実態調査 (男女共同参画局推進課)	郵送、オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	6,825,000		H25.05
9	一般	企業経営に関する意識調査 (政策統括官(経済財政分析担当)付参事官))	郵送	毎年	会計	その他の民間	8,631,620		H26.01
10	一般	平成25年度特定非営利法人に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担 当))	郵送、オンライン、FAX	1回限り	会計	JMRA会員社	9,870,000		H25.07
11	一般	市民の社会貢献に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担 当))	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	10,349,555		H25.07
12	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担 当))	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	15,558,900		H25.08
【総務省】							825,694,080		
13	一般	家計消費状況調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	376,600,000 (1,129,800,000)	3-②	H23.01
14	一般	サービス産業動向調査(B) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	364,000,000 (1,092,000,000)	3-②	H24.05
15	基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	23,207,080 (69,621,241)	3-③	H24.03
16	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	8,652,000		H25.01
17	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	53,235,000		H25.01
【財務省】							25,714,500		
18	基幹	民間給与実態統計調査 (国税庁長官官房企画課)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	23,310,000 (69,930,000)	3-③	H24.11
19	一般	たばこ小売販売業経営実態調査 (理財局総務課たばこ塩事業室)	郵送	5年	会計	JMRA会員社	2,404,500		H25.06
【文部科学省】							15,298,500		
20	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	6,163,500		H25.09
21	一般	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査 (科学技術・学術政策局企画評価課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	9,135,000		H25.09
【厚生労働省】							526,122,612		
22	一般	歯科技工料調査 (保険局医療課)	郵送	2年	会計	その他の民間	2,672,650		H25.05
23	一般	医療経済実態調査 (保険局医療課保険医療企画調査室)	郵送、オンライン	2年	会計	シンクタンク	109,200,000		H25.04
24	一般	産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査) (統計情報部企画課審査解析室)	郵送	5年	会計	その他の民間	1,458,450		H25.04
25	一般	雇用均等基本調査 (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	2,880,000		H25.08
26	一般	就労条件総合調査 (統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室)	郵送、調査員	毎年	公共	JMRA会員社	15,044,925 (60,179,700)	4-③	H25.06
27	一般	若年者雇用実態調査 (統計情報部雇用・賃金福祉統計課)	郵送	不定期	会計	その他の民間	8,932,667		H25.08

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位: 円)	備考	統計月報 掲載年月
28	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (統計情報部人口動態・保健社会統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	188,300,000 (564,900,000)	3ー②	H25.03
29	一般	国民生活基礎調査 (大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室)	調査員	毎年	会計	その他の民間	32,275,170		H24.05
30	一般	保健医療材料等使用状況調査 (保険局医療課)	郵送、オンライン	2年	会計	シクタンク	15,015,000		H25.04
31	一般	生活衛生関係営業経営実態調査 (健康局生活衛生課)	郵送、調査員	毎年	会計	その他の民間	14,883,750		H25.04
32	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	46,000,000		H25.08
33	一般	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 (社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)	郵送	毎年	会計	シクタンク	63,000,000		H25.10
34	一般	最低賃金に関する基礎調査 (労働基準局労働条件政策課賃金時間室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	26,460,000		
【農林水産省】							261,814,408		
35	一般	畜産物市況情報の調査・収集業務 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	オンライン、電話、FAX	実施日	会計	団体	5,332,441		
36	基幹	牛乳乳製品統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	9,659,650 (28,978,950)	3ー①	
37	一般	生鮮野菜価格動向調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	5,328,400 (15,985,200)	3ー①	H25.03
38	一般	木材流通統計調査(B) (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	団体	6,300,000 (18,900,000)	3ー①	
39	一般	農作物価統計調査 (大臣官房統計部経営・構造統計課)	郵送、オンライン、 調査員、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	106,315,125 (336,000,000)	3ー②	
40	一般	内水面漁業生産統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、 調査員、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	57,561,840 (218,988,000)	3ー②	
41	一般	産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、FAX	毎年	会計	団体	67,767,000		H25.10
42	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 (総合食料局食品産業企画課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	1,774,500		H24.01
43	一般	花き産業振興総合調査 (生産局生産流通振興課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	その他の民間	1,775,452		
【経済産業省】							1,305,381,481		
44	基幹	工業統計調査(平成24年後期事業) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	31,500,000		H25.11
45	基幹	工業統計調査(平成25年前期事業) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	60,900,000		H23.03
46	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	1,598,100		H22.03
47	一般	砕石等動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	3,696,000		H25.01
48	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	その他の民間	3,769,500		H25.01
49	一般	金属加工統計調査(金属プレス加工月報) (製造産業局産業機械課素形材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	1,793,859		H22.02
50	一般	繊維流通統計調査(繊維原料月報、糸月報及び織物月報) (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	団体	5,040,000		H25.01
51	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	110,250,000 (330,750,000)	3ー②	H23.06
52	一般	情報通信業基本調査(経産省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	60,900,000		H22.04
53	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局貿易振興課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	17,850,000		H25.04
54	一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	45,022,913		H25.04
55	一般	純粋持株会社実態調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	5,250,000		H22.03
56	基幹	特定サービス産業実態調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	53,025,000		H22.05
57	一般	工場立地動向調査 (経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課)	郵送	半年	会計	その他の民間	995,400		H25.10
58	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オンライン	毎年	公共	シクタンク	42,000,000		H25.07
59	一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局情報経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	11,812,500		H25.07
60	一般	産業連関構造調査(輸入品需要先調査) (大臣官房調査統計グループ経済解析室)	郵送	5年	会計	JMRA会員社	3,202,500		H25.04

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考	統計月報 掲載年月
61	一般	産業連関構造調査(商業マージン調査) (大臣官房調査統計グループ経済解析室)	郵送	5年	会計	JMRA会員社	3,097,500		H20.01
62	一般	エネルギー消費統計調査 (資源エネルギー庁総合政策課需給政策室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	439,789,691	国庫債務 負担行為 初年度	H22.03
63	基幹	石油製品需給動態統計調査(月次) (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	97,072,500		H22.03
64	一般	石油輸入調査(月次) (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	(上記金額に含む)		H25.01
65	一般	石油設備調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	2年	会計	団体	(上記金額に含む)		H18.03
66	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	会計	その他の民間	1,606,500		H18.03
67	基幹	ガス事業生産動態統計調査(一般ガス分) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	798,000		H21.06
68	基幹	ガス事業生産動態統計調査(簡易ガス分) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課)	郵送	毎月	会計	その他の民間	961,518		H25.08
69	一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	273,525,000		H18.03
70	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	29,925,000		H21.06
【国土交通省】							707,856,850		
71	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (情報政策本部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オンライン	半年	会計	その他の民間	3,456,000		
72	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	毎年	会計	シンクタンク	18,690,000		H21.12
73	一般	マンション総合調査 (住宅局市街地建築課)	郵送	5年	会計	団体	12,375,900		H25.09
74	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX	毎年	会計	その他の民間	1,216,950		H21.10
75	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局空港部計画課)	調査員	毎年	会計	その他の民間	60,165,000		H21.07
76	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	46,189,500		H22.07
77	一般	建設関連業等の動態調査 (総合政策局情報政策課建設統計室)	郵送、オンライン	毎月	公共	その他の民間	3,391,500 (10,174,500)	3-①	H24.09
78	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	47,040,000		H22.06
79	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	調査員	四半期	会計	団体	91,560,000		H22.05
80	基幹	自動車輸送統計及び自動車燃料消費内容検査等 (総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	81,900,000		
81	一般	船員労働統計及び内航船舶輸送統計母集団調査 (総合政策局情報政策課)	郵送	5年	会計	シンクタンク	19,950,000		H25.03
82	一般	内航船舶輸送統計調査 (総合政策局情報政策本部情報政策課)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	9,954,000		H25.03
83	一般	旅行・観光による経済効果等に関する調査研究 (観光庁参事官(観光経済担当))	郵送	毎年	会計	シンクタンク	34,650,000		
84	一般	建設業構造実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン	3年	会計	シンクタンク	15,225,000		H24.01
85	一般	企業の土地取得状況等に関する調査 (土地・水資源局 土地市場課)	郵送、オンライン	毎年	会計	団体	16,590,000		H21.09
86	一般	建設工事進捗率調査 (総合政策局情報政策課建設統計室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	団体	7,100,000		H24.08
87	一般	土地保有移動調査 (土地・水資源局 土地市場課)	郵送、オンライン	毎年	会計	団体	8,169,000		
88	一般	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 (土地・水資源局 土地市場課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	4,956,000		
89	一般	全国都市交通特性調査(小規模調査) (都市局都市計画課都市計画調査室)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	38,640,000		
90	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン	毎年	会計	団体	4,998,000		H24.07
91	一般	全国輸出入コンテナ貨物流動調査 (港湾局計画課企画室)	郵送、オンライン	5年	会計	団体	157,500,000		H25.07
92	一般	ユニットロード貨物流動調査 (港湾局計画課企画室)	郵送	5年	会計	団体	23,940,000		H24.10

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考	統計月報 掲載年月
【環境省】							48,395,442		
93	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,908,500		
94	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	3,930,000		H24.12
95	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の 施行状況調査 (水・大気環境局水環境課)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	15,999,942 (47,166,000)	5-②	
96	一般	環境経済観測調査 (総合環境政策局環境計画課)	郵送、オンライン、FAX	半年	会計	その他の民間	16,275,000		
97	一般	環境保健サーベイランス調査 (総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	9,282,000		

注 1 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通り。

- (1)総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2)各府省ホームページにおける落札情報
- (3)実施部局等へのヒアリング

注 2 各欄における語句等の補足および注釈は下記の通りである。

種別 基幹：基幹統計、一般：一般統計

根拠法 公共：公共サービス改革法、会計：会計法

委託先 1. JMRA 会員社(賛助会員社含む)、2. シンクタンク、3. その他の民間企業、4. 外郭・系列団体に区分をしている。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-②は3年契約の2年目であることを表す。

統計月報掲載年月 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている年月である。当該年度の掲載がなかった場合は、可能な限り過去にさかのぼって確認することのできた掲載年月を記載している。参照をする際は当該年の調査結果と一致するものではないことに留意されたい。

注 3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

3.2 2013 年度の JMRA 会員社における「その他調査」の受託実績

基幹統計、一般統計以外に民間事業者の活用がされているものとして、意識調査・世論調査、計画策定調査、調査研究といった「その他調査」（派生的に実施されるアンケート調査等も含む）があげられる。

こうした「その他調査」のうち、府省から JMRA 会員社が受託しているものについて、当委員会では 2008 年から継続的に調査を実施している。今回は 2013 年度の受託実績を対象として JMRA 会員社からの自己申告形式で情報収集を行った。その結果は下記のとおりである。

JMRA 会員社における 2013 年度の「その他調査」の受託実績は、受託 10 社、受託本数 96 本、受託金額 7 億 5,793 万円となっている。昨年度と比較して、受託金額は昨年度の 8 億 9,410 万円から約 1.4 億円減少している。受託本数の多い府省をあげると、内閣府が 23 本、次いで国土交通省が 19 本と続いている。受託金額が最も多いのは、内閣府が 2 億 5,557 万円、続いて国土交通省が 1 億 2,709 万円、厚生労働省が 1 億 540 万円となっている。

表ⅡA-3-2 「その他の調査」の受託実績(時系列比較)

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
合計	社数(社)	8	10	13	10	9	10
	本数(本)	79	67	102	73	77	96
	金額(万円)	78,617	83,870	98,981	114,548	89,410	75,793
内閣府	社数(社)	5	7	8	8	7	7
	本数(本)	28	27	28	23	17	23
	金額(万円)	34,276	31,139	26,738	27,022	21,758	25,557
総務省	社数(社)	5	2	5	3	4	4
	本数(本)	9	4	15	10	7	7
	金額(万円)	14,370	6,161	3,661	37,427	1,780	2,332
法務省	社数(社)	-	-	1	2	-	-
	本数(本)	-	-	1	2	-	-
	金額(万円)	-	-	504	1,383	-	-
外務省	社数(社)	1	1	-	-	-	-
	本数(本)	1	1	-	-	-	-
	金額(万円)	300	200	-	-	-	-
財務省	社数(社)	2	1	1	2	1	1
	本数(本)	2	1	1	2	1	1
	金額(万円)	433	293	297	641	341	310
文部科学省	社数(社)	3	2	6	6	4	3
	本数(本)	10	3	15	12	7	8
	金額(万円)	5,515	13,123	33,352	13,638	40,856	3,080
厚生労働省	社数(社)	4	3	4	3	4	2
	本数(本)	5	8	9	9	8	9
	金額(万円)	7,884	5,341	3,635	17,156	2,610	10,540
農林水産省	社数(社)	3	2	2	-	2	1
	本数(本)	3	4	4	-	3	3
	金額(万円)	3,020	2,616	1,644	-	1,380	1,960
経済産業省	社数(社)	3	1	1	-	2	2
	本数(本)	4	2	1	-	2	13
	金額(万円)	3,638	3,697	7,350	-	400	7,349
国土交通省	社数(社)	4	3	4	4	4	3
	本数(本)	6	12	17	8	17	19
	金額(万円)	3,621	14,233	14,002	11,092	8,329	12,709
環境省	社数(社)	1	1	2	2	2	2
	本数(本)	5	3	4	5	6	3
	金額(万円)	3,800	4,725	5,476	5,567	6,935	2,502
国税庁	社数(社)	-	-	-	-	-	1
	本数(本)	-	-	-	-	-	1
	金額(万円)	-	-	-	-	-	78
警察庁	社数(社)	2	1	1	-	2	1
	本数(本)	6	2	1	-	2	1
	金額(万円)	1,760	2,342	1,439	-	214	82
消費者庁	社数(社)	-	-	1	1	4	4
	本数(本)	-	-	1	2	4	5
	金額(万円)	-	-	651	622	3,956	5,464
公正取引委員会	社数(社)	-	-	1	-	-	2
	本数(本)	-	-	2	-	-	3
	金額(万円)	-	-	98	-	-	3,830
上記以外	社数(社)	-	-	2	-	2	-
	本数(本)	-	-	3	-	3	-
	金額(万円)	-	-	134	-	851	-

注 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。会員社に対するヒアリング調査による。

第4章 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要

4.1 調査概要

4.1.1 調査目的

JMRA 会員社における保有調査員の実態について、社員および調査員の資格・研修について統計調査等の官公庁案件の受託実績や今後の参入意向等について把握する。

4.1.2 調査対象

JMRA 正会員社(134 社)

4.1.3 調査手法

e-mail 調査(会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付)
回収は主に e-mail の添付ファイル形式で行った。

4.1.4 調査項目

本調査における主な項目は下記のとおりである。

- (1) 会員社プロフィール
- (2) ISO20252 について
- (3) 調査員について
- (4) 郵送調査やインターネット調査について
- (5) 社員や調査員の研修について
- (6) 社員や調査員の資格について
- (7) 官公庁業務とのかかわりについて
- (8) 官公庁業務の受託状況について

4.1.5 実査期間

2013 年 11 月 1 日～15 日(11 月 22 日、2014 年 1 月 16 日メールにて督促を実施)

4.1.6 回収数／発送数(回収率)

63 社／134 社(47.0%)

4.2 調査結果のまとめ

4.2.1 ISO20252 について

認知率は 9 割に迫っているものの、取得率は 1 割に満たず、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。ISO20252 を含めた各種規格認証の非取得意向の理由として多く挙がっているのは、コストについて、労力、得意先からのリクエストがないこと、業務上必要がないことであった。ISO20252 は約 3 割の会員社が必要性感じると回答している。必要性感じている理由としては、クライアントからの信頼

向上、社内の品質管理・マネジメント向上、リサーチ業界の地位向上が上位に挙がっている。必要性を感じていない理由としては、クライアントが規格認証にこだわらない、取得するメリットが感じられない、取得に時間や人手・費用がかかりそう等が挙がっている。

4.2.2 調査員について

調査員を保有している会員社の割合は約 6 割であった。通年で募集をしている会員社は 41 社のうち、16 社(約 4 割)となっている。稼動可能な調査員数は、調査員調査の全ての調査手法で合計した人数で 1 社あたり 544 人となっており、「訪問調査」の調査員は 32 社(1 社平均約 400 人)が保有している。統計調査員との兼務割合は 37.1%となっており、昨年度(24.9%)よりも高まっている。昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境に対する意見として、高齢化および後継者の不足(それに伴う体力面、IT スキルの低下)、インターネット調査の台頭に伴う調査員案件の減少と手当の低下、調査員調査を取り巻く環境の悪化(個人情報管理、協力率の低下、トラブルの増加)等が挙がっている。

4.2.3 郵送調査やインターネット調査について

郵送調査の実施案件数は合計で 1,670 件となっている。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割(20 社)であった。実施体制は「一部社内、一部外部委託」が約 4 割を占めている。インターネット調査の実施案件数は合計で 2 万 9,713 件となっている。

4.2.4 社員や調査員の研修について

プライバシーマーク規定に基づく研修では社員と調査員で差が見受けられなかったが、個別のスキルアップ研修は社員に対する実施割合が高く、ロールプレイングは調査員に対する実施割合が高くなっている。

調査員に対しての研修は、ほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しては社内講師によるものだけでなく、外部講師の招聘や外部研修等幅広い方法で実施がされている。

4.2.5 社員や調査員の資格について

資格の取得者数は、統計調査士が 15 社、168 人、専門統計調査士が 16 社、233 人である。専門統計調査士は昨年(12 社、127 人)に比べ、社数および人数ともに増加している。一方で受験者数は、統計調査士および専門調査統計士ともに 2 年連続で減少している。

また、社内での対応をみると、専門統計調査士は社内での非告知が 4 割に迫っている。推奨は選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。費用は何らかの費用負担をする社が全額個人負担をさせる社数をわずかに上回っている。また、専門社会調査士は社内での非告知がほぼ半数に上っている。推奨は選択的推奨を合わせても

1/4にとどまっている。

4.2.6 官公庁業務とのかかわりについて

官公庁案件の変動費は、5割近い会員社が70%以上となっている。参入意向を業務タイプ別に聴取した結果、実査から集計までの一貫型が最も参加意向度が多い。参入を希望する調査手法は郵送調査が上位となっている。官公庁業務への参入に向けた主要な対応策として、人材育成、同業他社との連携、業務委託先の拡充が挙げられる。

4.2.7 官公庁業務の受託状況について

(1) 2012年度の受託状況

2012年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約3割であった。官公庁からの受託本数は1,024本(2011年度は1,180本)、受託金額は78億9,248万円(同、87億9,814万円)であり、全体としては本数、金額ともにやや減少となった。府省からの受託本数は165本(同、108本)、受託金額は57億4,011万円(同、56億9,160万円)であり、全体の傾向とは異なり、本数、金額ともに増加となった。府省別に本数をみると、経済産業省(33本)、厚生労働省(29本)、国土交通省(25本)、内閣府(21本)が多くなっている。調査手法別にみると、郵送調査が本数、金額ともに5割程度を占めている。

(2) 2013年度の受託状況

2013年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約3割であった。官公庁からの受託本数は857本、受託金額は51億1,346万円であった。このうち、府省からの受託本数は123本、受託金額は31億948万円であった。府省別に本数をみると、国土交通省(28本)、経済産業省(23本)、内閣府(22本)が多くなっている。調査手法別にみると、郵送調査が本数でも金額でも約7割を占めている。

B.「ガイドライン推進」

小委員会報告

2014 年 5 月

「ガイドライン推進」小委員会

第1章 「ガイドライン推進」小委員会と2013年度テーマについて

当小委員会の名称は、2008年の発足時は「応札業務に関する諸問題検討小委員会」、2009年から昨年までは「民間版ガイドライン検討小委員会」と変遷はあるものの、府省が入札公示する統計調査仕様書および契約書の分析・提言を一貫して行ってきた。昨年度までの“民間版ガイドライン検討小委員会”という名称は、2008年「応札業務に関する諸問題検討小委員会」で取り上げた「統計調査の民間委託に係るガイドライン」¹に由来する。

“ガイドライン”は、委託者(＝府省)と受託者(＝民間事業者)間の的確なコミュニケーションのための拠り所である。当小委員会活動は「委託者と受託者が相互に理解・確認すべき基準を明確にし、官民パートナーシップ向上の視点でガイドラインの“あるべき姿”を検討する」ことが最大目的であり、ガイドラインの質向上を目指すために不断の努力が求められる。

統計調査の応札者にとって仕様書、実施要項は業務の指針、設計図である。業務の難易度を判定し、コスト試算に基づき応札可否を検討する最重要書類でもある。設計図に基づく判断を誤ると、その原因が設計図のミスなのか、応札者の設計図読み取りミスなのかを問わず、官民双方にとって非常に不幸なことと言わざるを得ない。本小委員会ではその点から、「各府省統計主管課長等会議申合せ」によるガイドライン及び「官民競争入札等監理委員会」が作成した「実施要項(案)チェックリスト(案)」²を注視してきた。その検討内容は、実際の入札説明書、契約書、調査仕様書、実施要項を読み込み、ガイドラインまたは実施要項に記載された内容が反映されているかという点である。なお、これまで取り上げた案件など、過去5年間の本小委員会の活動概要については23ページの別表を参照されたい。

昨年度(＝2012年度)は、統計調査本数において多数を占める会計法案件について、2012年(平成24年)4月6日付の最新の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、仕様書への反映状況を検討した。但し、ガイドラインには公共サービス改革法(以下、公サ法)の「実施要項(案)チェックリスト」に類似したものはないため、小委員会がガイドラインの「Ⅲ報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」の「2統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものを用いた。同時に、実施要項チェックリストとの確認も参考として行った。合わせて、これまでも取り上げてきた総合評価に関する問題点の整理、および委託者3側で課題として挙げられた受託者間の業務の引き継ぎの課題についても検討した。

昨年度までの検証により、公サ法案件の仕様書は入札資料として特段問題はないとの評

¹ 2008年度は「各府省統計主管課長等会議申合せ」による「改正平成21年4月1日」版に準拠した。最新は2012年(平成24年)4月6日付の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」である。

² 現在、名称は「実施要項(案)チェックリスト(案)」から「実施要項(案)チェックリスト」と最後の(案)はとれたものとなっている。詳細は以下のサイトを参照されたい。なお、このチェックリストは公共調達全般が対象であるため、統計調査には該当しない項目もある。その項目(統計調査非該当項目)については公共サービス改革推進室と相互確認をしている。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/kaisai/2010/0331/0331.html>

³ 2012年9月20日に実施された経済産業省大臣官房調査統計グループとの意見交換での話題となった事項。この意見交換でJMRAは「JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動と取り組みについて」という資料による説明を実施している。

価を下している。その質は今後も維持されとの前提で、今年度は検討対象から除外した。一方、会計法案件は継続して実態をチェックする必要があるとの判断で、今年度も引き続き検討対象とした。具体的な目的、課題、方法、運営体制は次のとおりである。

1.1 目的

昨年度と同様、統計調査本数で多数を占める会計法案件仕様書への「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(平成24年4月6日)」の反映状況を把握する。ただし、会計法から公サ法へ変更された案件も対象に加え、仕様書内容のわかりやすさ、明確性などが向上しているのかについて検証する。それにより、官民のパートナーシップのさらなる向上とともに、公的統計の環境整備の進展と実効性の実現を目指す。

1.2 検討課題

具体的検討課題は次の通り。

- 会計法案件仕様書への「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の反映状況を検討し、仕様書及びガイドラインの実務的課題を整理する。
なお、準拠が会計法から公サ法へ変更された案件を一つ選択し、仕様書内容の変遷・差異について検討を加える。

1.3 検討方法

公開されている会計法・公サ法案件の応札書類(入札説明書・仕様書など)を入手し、本小委員会作成のガイドラインチェックリストを用い、それぞれが示している、あるいは要求している項目別にその反映状況を検討した。

対象案件は次の通り。

【公サ法(昨年度は会計法)】

「平成25年度容器包装利用・製造等実態調査分析
(農林水産省、経済産業省の共同事業)」(JMRA 会員社受託経験なし)

【会計法】

「平成25年通信利用動向調査(総務省)」(JMRA 会員社受託経験あり)
「平成25年宿泊旅行統計調査(国土交通省)」(JMRA 会員社受託経験あり)
「平成25年雇用動向調査(厚生労働省)」(JMRA 会員社受託経験なし)

1.4 運営体制

ガイドライン反映状況の判定は、1案件につき昨年と同様2名の委員で担当した。反映状況の判定については、毎月の委員会で相互に判定基準について意見交換・検討を行い、基準の共有化を確認しながら判定を実施した。基本的に前年の手法を踏襲している。

委員は次のとおりである。

◎(一社)中央調査社	山中博司
○(株)日本リサーチセンター	武井 雅
○(株)日経リサーチ	堀口良成
○(一社)新情報センター	阪口 香
(一社)輿論科学協会	井田潤治
凸版印刷(株)	大谷智子
凸版印刷(株)	松本神路

◎：リーダー ○：サブリーダー

なお、公的統計基盤整備委員会の飯田房男事務局長(株インテージリサーチ)には従前と同様、ガイドラインチェック作業も含め本小委員会の活動に全面的に参加していただいた。

第2章 検討結果の要約

2.1 仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況

検討した案件の調査仕様概要は次のとおりである。

表 2-1-1：検討した案件の調査仕様概要

調査名	調査時期 (毎月、毎年〇月など。周期年調査の場合はその周期と直近の実施年を記載)	調査対象 (〇〇業を営む事業所など。毎年調査対象が異なる等の場合は、直近の調査対象とその年を記載)	調査客体数 (毎年調査客体数が異なる場合は、直近の数とその年を記載)	調査系統 (本省－地方支分部局－対象など。複数の系統がある場合は主な系統を記載)	民間委託の状況 委託業務の内容(該当業務に○)				
					調査票等の印刷	調査票等の配布・回収	個票審査・疑義照会	集計・データ入力	報告書作成
平成 25 年度 容器包装利用・製造等実態調査分析(経済産業省・農林水産省)	周期：毎年 調査時期：6月(契約月)～翌年3月	製造、卸小売、農林漁業、外食産業	約 40,508 事業体 (農林水産省 18,863、経済産業省 21,645)	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法 オンライン	○	○(データ入力のみ)	○
平成 25 年 通信利用動向調査(総務省)	周期：毎年 調査時期：11月～翌年3月	・ 20歳以上の筆頭世帯員がいる世帯 ・ 企業全体の常雇従業員が100人以上の企業	・ 45,120世帯 ・ 5,140企業	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法	○	○	○
平成 25 年度 宿泊旅行統計調査(国土交通省観光庁)	周期：四半期 調査時期：1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月	旅館、ホテル、簡易宿泊所、会社団体の宿泊所を営む事業所のうち、従業員数10人未満、10～99人、100人以上の事業所	従業員数 10 人未満：約 6,300 事業所、10～99 人 約 11,000 事業所、100 人以上：約 1,100 事業所	本省－民間事業者－対象	○	○ 郵送法 オンライン	○	○	○
平成 25 年 雇用動向調査(厚生労働省)	周期：半年 調査時期：(上半期調査)6月～8月 (下半期調査)12月～翌年2月	日本標準産業分類に基づく16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する事業所およびそれら事業所への入職者および離職者	10,726事業所 入職者 47,979 人、離職者 50,017 人	本省－民間事業者－対象	×	事業所… ○入職者・離職者… 発送のみ	○	×	×

上記の案件についての平成 24 年 4 月 6 日付の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況は、表 2-1-2 のとおりである。判定項目、判定基準は次の通り。

2.1.1 判定項目

- 判定はガイドライン(巻末資料 2)文中の「Ⅲ報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」の「2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に限定したものである。この項に「適切な仕様書等の作成」に関する項目があるためである。
- なお、判定用チェックリストは当該項目より本小委員会が昨年作成したものである。事例は巻末の「資料 3：検討案件の『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』に基づく JMRA 公的統計基盤整備委員会民間版ガイドライン検討小委員会作成チェックリストにおける反映状況」のとおりである。表 2-1-2 はその中分類結果である。

2.1.2 表 2-1-2 の判定基準

- ・「△」は JMRA 作成のチェックリスト項目について、「記載はあるものの不十分である」または「要件を満たしているか判断がつかない」項目を示す。
- ・「×」チェックリスト項目について、「記載されていない」または「妥当ではない」とされる項目である。

ガイドラインをどう仕様書に反映させるかは各府省に任されており、解釈における自由度が大きい点は今までと変わりはない。表 2-1-2 の「△」「×」の件数は各案件の差を反映しており、具体的には、根拠法の変更もあり「容器包装利用・製造等実態調査」で「△」「×」の件数が少ない傾向に現れている（詳細は p77、表 3-1-3 参照）。

「委託先の適切な選定」と「管理指標の策定：郵送調査」での「△」「×」が共通して多く、具体的記述が欠如している。「管理指標の策定：郵送調査」は落札した時点で詳細が提示されていると思われるが、品質を確保するための手法検討の観点から、応札を検討するための材料である仕様書内で具体的記載があって然るべきである。

表 2-1-2：ガイドライン記載の反映状況

	平成 25 年度 容器包装利用・製造等実態調査分析（経済産業省・農林水産省）		平成 25 年 通信利用動向調査（総務省）		平成 25 年度 宿泊旅行統計調査（国土交通省 観光庁）		平成 25 年 雇用動向調査（厚生労働省）	
ガイドラインチェックリスト(JMRA 作成)	△ 件数	× 件数	△ 件数	× 件数	△ 件数	× 件数	△ 件数	× 件数
(1)委託先の適切な選定				3	3	2	1	4
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	1	2	1	1	3	1	2
(3)適切な仕様書等の作成 ア 共通事項								
① 調査依頼書等の作成方法								
② 督促業務の実施方法								
③ 報告者からの照会や質問への対応方法			1		1			
④ 審査・確認業務の実施方法								
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質			1					1
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法				1	1		1	
⑦ 秘密保持に関する取組方法					1			
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報 やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法					1			1
イ 調査員調査								
(4)前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報				1		1		1

(5)各府省の管理 ア 管理指標の策定	1	3	2	1		3	2	3
① 郵送調査事項								
② 調査員調査事項								
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	1		1	1	1		1	
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告							1	
合計	3	4	7	8	9	9	7	12

第3章 検討案件のガイドライン及びチェックリスト反映状況

3.1 平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査分析(経済産業省と農林水産省の共同事業)のケース

3.1.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等

平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査分析 入札説明書 経済産業省大臣官房会計課 内、訳 ○入札説明書(17 項目 3P) ○入札書(1P)／○委任状(1P) ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(抜粋)(1P：第十条) ○予算決算及び会計令(抜粋)(1P:第七十条及び第七十一条) ○経済産業省入札心得(心得は第 1 条 趣旨～第 18 条落札決定の取り消しまで。別記として「暴力団排除に関する誓約事項」があり 4P) ○契約書(案)(11P) ○応札資料作成要領(5P) ○民間競争入札実施要項(18P) ○評価項目一覧表-提案要求事項一覧-(3P) ○添付資料 1(容器包装利用・製造等実態調査の概要、9p)、添付資料 2(業種別調査客体数、1p)、添付資料 3(印刷部数及び印刷仕様、8p)、添付資料 4(抽出方法、14p)、添付資料 5(問合せ・苦情等の対応状況、1p)、添付資料 6(督促状況、2p)、添付資料 7(調査票回収状況、1p)、添付資料 8(エラーチェック項目、2p)、添付資料 9(疑義照会状況、1p)、添付資料 10(業種別・種類別の利用量比較表、1p)、添付資料 11(集計・拡大推計・比率等算出方法、26p)、添付資料 12(量・比率等に関する容器包装リサイクル法及び関連省令における規定、8p) ○履行証明書(1P) ○入札参加事業者等確認書(1P) ○欠格事由該当性審査に必要な事項一覧表(1P) ○誓約書(1P) ○提案書(企画書)雛形(9P)

民間競争入札実施要項の構成は以下のとおりである。

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 対象公共サービスの概要 | |
| (1) 調査の対象 | (4) 調査事項 |
| (2) 調査の規模 | (5) 調査の方法等 |
| (3) 調査の時期 | |
| 2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保される質に関する事項 | |
| ① 対象公共サービスの詳細な内容 | |
| (1) 業務期間 | (5) 情報セキュリティ管理 |
| (2) 貸与物件 | (6) 納品物件(納品期間) |
| (3) 業務の引継 | (7) 業務委託に関する留意事項 |
| (4) 業務の内容 | |
| ② 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービス | |
| (1) スケジュールの遵守 | (3) 基準日における目標有効回答率 |
| (2) マニュアルによる対応 | (4) 報告期日、審査 |
| ③ 契約の形態及び支払 | |
| (1) 契約の形態 | (2) 契約金額の支払 |
| 3. 実施期間に関する事項 | |
| 4. 入札参加資格に関する事項 | |
| 5. 入札に参加する者の募集に関する事項 | |

この調査は、平成8年度より毎年度、経済産業省と農林水産省が共同で実施している。

目的は以下の通り。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、平成9年度から、食品産業等の中身事業者は、容器製造事業者とともに容器包装の再商品化の義務を負うこととなった。この再商品化義務量や業種別比率等の計数は、主務大臣が定めることとされており、実態を踏まえてこれらの計数を決定するため、製品・容器包装の流通に応じた容器包装の排出データの収集と分析を行う」。

3.1.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

入札資料、特に仕様書が「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(「改正 平成24年4月6日」)にどの程度準じているかのチェックを実施した。ガイドラインには、公共サービス改革法案件にあるような「実施要項(案)チェックリスト」はない。そのため、本小委員会では、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」の「2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」(巻末資料2参照)に基づいてチェックリストを作成した(表3-1-1:判定項目数は36)。

表 3-1-1：ガイドラインチェックリスト（「民間版ガイドライン検討小委員会（2012年度）」作成）

- (1)委託先の適切な選定(7項目)
 - ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認
 - イ (保有が望ましい)資格・認証等
(確認事項として)①実施体制
(確認事項として)②知識・経験・能力
(確認事項として)③セキュリティ対策
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい
 - ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)
- (2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)(5項目)
 - ア 回収率
記入率
非協力率
内容・趣旨等の適切な説明
 - イ (努力規定として)未達成の場合の措置
- (3)適切な仕様書等の作成
 - ア 共通事項(8項目)
 - ① 調査依頼書等の作成方法
 - ② 督促業務の実施方法
 - ③ 報告者からの照会や質問への対応方法
 - ④ 審査・確認業務の実施方法
 - ⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質
 - ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
 - ⑦ 秘密保持に関する取組方法
 - ⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法
 - イ 調査員調査(3項目)
 - ① 調査員数及び質の確保・管理方法
 - ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法
 - ③ 調査員の安全対策
前回実施状況の開示(人員・施設設備等参考として)
- (4)前回実施状況の管理
 - ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報
- (5)各府省の管理
 - ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定
 - ① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。(6項目)
 - i)調査票の誤送付等の状況
 - ii)調査項目別の未記入及び不備の状況
 - iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
 - iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)
 - v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)
 - vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況
 - ② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する
(4項目)。
 - i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
 - ii)調査員への指導状況
 - iii)報告者への訪問状況
 - iv)不在等の場合における再訪問の実施状況
 - イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査(1項目)
 - ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告(1項目)

【判定基準】

- ・「○」：ガイドライン事項が仕様書、契約書等に記載または妥当と判断される項目。
- ・「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。

- ・「×」：記載されていない、または妥当ではないと判断される項目。

※上記基準は昨年の判断基準に準じたものである。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表 3-1-2 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

① 総括

非該当を除く 29 項目中、反映(「○」)は 22 件で 76%である。「△」の 3 件を入れると 86%となる。及第点と言ってよいだろう。「(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)」では、回収率の前年実績値が記載されている。しかし、記入率はエラーチェック項目に未記入の対応について記載はあるものの、記入率は示されていない。非協力率についても記載されていない。「(5)各府省の管理」では、調査票の誤送付等の状況、調査項目別の未記入及び不備の状況、収集したデータの管理状況の報告要求が記載されていない。民間事業者にとってみれば、報告義務の発生や監査が行われるということは、一定程度の負担となる。しかし、よりよい統計の質を確保するためには、受託側の負担が増えても発注側と受託側のコミュニケーションがより重要であるということをおきたい。特に、毎年度行われる調査の場合、前年度の結果を知ることは品質向上への改善提案につなげられる。

② 各指標について

(イ) 委託先の適切な選定

- ・△及び×はない。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5 項目のうち、明確な記載のあるのは「回収率」「内容・趣旨等の適切な説明」「(努力規定として)未達成の場合の措置」の 3 項目である。

- ・「△」は「記入率」エラーチェック項目に未記入の対応について記載はあるが、記入率そのものの記述はない。
- ・「×」は「非協力率」で具体的記述はない。

(ハ) 適切な仕様書の作成

- ・△及び×はない。

(ニ) 前回実施状況の開示

「実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報」は「1. 従来の実施に要した経費」「2. 従来の実施に要した人員」「3. 従来の実施に要した施設及び設備」「4. 従来の実施における目的の達成の程度」「5. 従来の実施方法等」として開示されている。

(ホ) 各府省の管理

該当 6 項目のうち「○」は 2 項目、「×」が 3 項目、「△」が 1 項目である。

- ・「△」は「照会対応の状況及び結果(疑義再照会率等)」で問い合わせ対応を示すものはあるが、疑義再照会率に当たるものは見当たらない。
- ・「×」は「調査票の誤送付等の状況」「調査項目別の未記入及び不備の状況」「収集したデータの管理状況」である。誤送付や未記入及び不備は、本来無いことが基本と考えると示し辛い面もある。

表 3-1-2：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件 非該 当件 数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託先の適切な選定	7				7	
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	3	1	1		5	
(3)適切な仕様書等の作成 ア 共通事項	1				1	
① 調査依頼書等の作成方法	1				1	
② 督促業務の実施方法	1				1	
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1				1	
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	1				1	
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報 やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提 出方法	1				1	
イ 調査員調査				3	3	
(4)前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報	1				1	
(5)各府省の管理 ア 管理指標の策定	2	1	3		6	
① 郵送調査事項				4	4	
② 調査員調査事項						
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・ 他の業務と同時実施等の禁止の監査		1			1	
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1				1	
合計	22	3	4	7	36	

(3) 公共サービス改革法適用による仕様内容等の変化について

容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業は、平成 25 年度に公共サービス改革法の適用となった。そこで、前年の非公サ法時に比べて仕様内容がどの程度変化しているか二年連続でチェックしその変化を明らかにした。

① 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック比較

チェックの結果の要約は、表 3-1-3 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

② 総括

非該当を除く 29 項目中、反映(「○」)は前年の 12 件から 22 件に大幅に増えた。反対に「△」は 12 件が 3 件に減った。反映(「○」)が増えた項目は、「(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)」や「(5)各府省の管理」の「ア管理指標の策定①郵送調査事項」等である。つまり、公サ法適用により記載内容、中でも品質の目標となる事項が反映されたことは好ましい結果である。

表 3-1-3：公サ法の実施要項(案)チェックリストとのチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数		△件数		×件数		本件非該当件数		合計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
(1)委託先の適切な選定	6	7			1				7	7
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	3	2	1	2	1			5	5
(3)適切な仕様書等の作成 ア共通事項										
① 調査依頼書等の作成方法		1	1						1	1
② 督促業務の実施方法	1	1							1	1
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1	1							1	1
④ 審査・確認業務の実施方法	1	1							1	1
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質		1	1						1	1
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	1	1							1	1
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1	1							1	1
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報 やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法		1	1						1	1
イ 調査員調査							4	3	4	3
(4)前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報		1	1						1	1
(5)各府省の管理 ア 管理指標の策定										
① 郵送調査事項		2	6	1		3			6	6
② 調査員調査事項							4	4	4	4
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・ 他の業務と同時実施等の禁止の監査				1	1				1	1
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告		1			1				1	1
合計	12	22	12	3	5	4	8	7	37	36

3.2 平成 25 年通信利用動向調査(総務省)のケース

3.2.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等

「平成 25 年通信利用動向調査」の調査票の調製等調査実施に係る事務及び集計に係る
事務の請負

入 札 説 明 書
(最低価格落札方式)

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官

内. 訳

- 入札説明書(12 項目 11P)
- 入札書(1P)／○委任状(1P)／○理由書(1P)
- 請負契約書(第 1 条 契約の目的～第 32 条 裁判所管轄まで。7P)
- 仕様書(本体 6P、別添 1-1～2、2-1～3、参考、3-1・別紙、3-2～3、4-1～11、5-1～2、6-1～3、7-1～2、8-1 が 66P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

- 1 件名(今年度は英文の件名が併記されている)
- 2 調査の目的
- 3 請負の内容
 - (1)世帯調査に係るサンプリングの実施
 - (2)印刷物の調製
 - (3)調査票等の発送
 - (4)調査に関する照会対応及び調査票の回収
 - (5)礼状等の発送及び電話督促
 - (6)回収調査票の検査、データ入力及びデータチェック
 - (7)集計
 - (8)統計表の作成
 - (9)調査結果の分析
 - (10)調査結果概要の作成
 - (11)報告書の作成
 - (12)その他
- 4 スケジュール
- 5 納入成果物等
- 6 納入期限
- 7 納入場所
- 8 知的財産権等
- 9 その他

この調査の概要は総務省のホームページによれば、「通信利用動向調査は、世帯(全体・構成員)及び企業を対象とし、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査として平成 2 年から毎年実施(企業調査は、平成 5 年に追加し平成 6 年を除き毎年実施。

世帯構成員調査は、平成 13 年から実施。)しており、平成 22 年から世帯調査を都道府県別に実施」とある。

この案件は昨年度も取り上げた案件である。比較的長い歴史があり、JMRA 会員社が受託してきた経緯がある。今年度は標本設計が変更なったこともあり、仕様書の記述にも変更があるのではという点から再度取り上げたものである。

仕様書における昨年との違いは次のとおりである。標本設計以外は大きな違いはないが表現が微妙に異なっている。昨年の結果を踏まえた変更と思われるが、ニュアンス変更の具体的理由は明記されていない。

- 仕様書の「1 件名」に 2013 年度(平成 25 年度)は英文の件名が併記されている。因みに調査名は「Communications Usage Trend Survey in 2013」である。
- 世帯調査の発送数が 40,592 世帯(213 地点 1 地点 172 世帯抽出)から 45,120 世帯(215 地点 1 地点 192 世帯抽出)に変更(両年度とも一部地点は倍の抽出数となっている)。

企業への送付数は「5,120」から「5,140」と大差はない。なお、世帯発送数の変更理由の明記はない(仕様書項番「3(3)イ 調査票の発送」)。

- 往信用封筒について、2012 年度(平成 24 年度)は「往信用封筒の総重量が 50g を超えないようにすること」とあるが、2013 年度(平成 25 年度)は「往信用封筒は定形外郵便となる点に留意すること」となっている(仕様書項番「3(3)イ 調査票の発送」)。今回の場合、「定形外に留意」とあるが、50g 超かどうかの記載が見られない。50,000 を超える発送となると、50g 超かどうかの費用差は 100 万円を超える。このあたりは、明確に記されたほうが見積りでの不要な差がなくなると思われる。
- 対象世帯及び企業からの照会対応に対して、2013 年度(平成 25 年度)は「通話料金着信払いの電話設備環境を用意」とある。2012 年度(平成 24 年度)はそのような記載はない(仕様書項番「3(4)ア 調査に関する照会への対応発送」)。
- 世帯へのはがき督促について、2012 年度(平成 24 年度)は「はがきによる督促状を提出期日の 1 週間前を目処に到着するよう発送し」とあるが、2013 年度(平成 25 年度)は「はがきによる督促状を提出期限と回収状況を鑑み発送し」とある(「3(5)ア 世帯調査」)。
- 同様に、電話督促について、2012 年度(平成 24 年度)は「回収数の少ない地域、都市規模の層を中心に電話帳により電話督促を複数回行う」から 2013 年度(平成 25 年度)は「回収数の少ない地域、都市規模の層を重点的に電話帳により電話督促を回答状況が把握できるように相当数行い、電話での返答に合わせて適宜対応する」となっている(「3(5)ア 世帯調査」)。見積る側にとって「相当数」はデータがないと予測しにくい、それらしいデータはない。これは企業調査におけるはがき督促、電話督促も同様であるが、何らかの情報があってもよいのではと思われる。

3.2.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

前掲「平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」と同様の方法で実施した。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表 3-2-1 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。前述したように標本設計以外は 2012 年度(平成 24 年度)と変わっていないため、2013 年度(平成 25 年度)のチェック結果も昨年度報告書とほぼ同じ結果となった。

① 総括

非該当を除く 27 項目中、反映(「○」)は 12 件で 44%と半数を下回る。「△」の 7 件を入れても 70%である。

「(1)委託先の適切な選定」は 5 項目中で「○」が 2 件であるが、実質的に、この調査の選定基準は「競争参加資格」のみである。「(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)」の「○」も 2 件だが、品質の具体的数値は回収率のみとなっている。

「(3)適切な仕様書の作成」は「○」が 8 項目中 4 件、「△」が 2 件と比較的整備されている。「(4)前回実施状況の開示」はない。「(5)各府省の管理」についても「○」が 8 項目中 4 件、「△」が 2 件と、府省として最低限確認すべき事項を把握する内容になっていると思われる。

② 各指標について

(イ) 委託者の適切な選定

5 項目中で「○」は 2 項目、「×」が 3 項目である。

- 「○」は「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認」と「セキュリティ対策」である。そのため、この調査の実質的な選定基準は「競争参加資格」のみになっている。
- 「×」は「(保有が望ましい)資格・認証等」と「実施体制」、「知識・経験・能力」である。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5 項目中で「○」は 2 項目で「回収率」と「内容・趣旨等の適切な説明」である。

- 「△」は「記入率」と「(努力規定として)未達成の場合の措置」の 2 項目で、仕様書に具体的な記述がない。
- 「×」は「非協力率」の 1 項目で、まったく記述がみられない。

(ハ) 適切な仕様書の作成

8 項目中で「○」は 4 項目、「△」が 2 項目、「×」が 2 項目である。

- 「△」は「報告者からの照会や質問への対応方法」と「業務の実施において確保されるべき統計の品質」である。
- 「×」の「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」と「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」であり、具体的な記載がない。

(ニ) 前回実施状況の開示

「実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報」の開示はない。

(ホ) 各府省の管理

該当 8 項目のうち「○」は 4 項目、「△」が 3 項目、「×」が 1 項目である。

- 「△」の「調査項目別の未記入及び不備の状況」については、「データ入力後の集

計前データ(個票データ)については、集計前に主管室に提示して有効、無効の扱いについて協議し、了解を得ること」とある程度である。

「督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)」については、督促の報告について記載がないが、毎日の回収数の報告があり、督促後の回収率は把握可能である。

「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」は、調査票の管理についてのみの記載されている。

- 「×」は「調査票の誤送付等の状況」で、具体的記載はない。

表 3-2-1：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件 非該 当件 数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託先の適切な選定	2		3	2	7	入札説明書等
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	2	2	1		5	仕様書
(3)適切な仕様書等の作成 ア 共通事項	1				1	仕様書
① 調査依頼書等の作成方法						
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法		1			1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質		1			1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法			1		1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	同上及び契約書等
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報 やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提 出方法			1		1	仕様書
イ 調査員調査				3	3	本件は郵送調査
(4)前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情 報			1		1	仕様書
(5)各府省の管理 ア 管理指標の策定	3	2	1		6	仕様書
① 郵送調査事項						
② 調査員調査事項				4	4	本件は郵送調査
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・ 他の業務と同時実施等の禁止の監査		1			1	仕様書
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1				1	仕様書及び契約書第8条
合計	12	7	8	9	36	

(3) 仕様書と実態との乖離について

この調査の世帯調査は住民票からの抽出となっており、2013年(平成25年)11月25日の開札後12月上旬までに「世帯調査に係るサンプリングの実施及び標本抽出名簿の作成」となっている。受託会社へのヒアリングによれば、この日程では困難な実態であり、実際のスケジュールは異なっているとのことである。であれば、より実態に即した日程を仕様書に書くべきであると思われる。仕様書と実態との乖離は、官民にとって不幸な見積りギャップが生じ、品質保持に関する信頼感を損ねかねない。ひいては、応札の辞退ともなりかねない。公サ法案件では、前年実績などこのあたりを明確に記すようにとなっている。一般会計法案件でも、情報開示をより一層望むものである。また、ガイドラインにおいてもその点を明確に記載されることを望みたい。

3.3 平成 25 年度宿泊旅行統計調査(国土交通省観光庁)のケース

3.3.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等

宿泊旅行統計調査の実施及び 同調査の課題に関する検討業務 入札説明書	
	観光庁総務課
内. 訳	
○入札説明書(8 項目 5P)	
○入札参加申請書(1P)	
○入札書(1P)／○委任状(1P)	
○仕様書(本体 11P、資料 00～22(74P))	

仕様書の構成は以下のとおりである。

1	件名
2	目的
3	準拠法規
4	提出書類
5	作業内容
	(1)平成 25 年 1～3 月調査の調査票の回収・集計
	(2)平成 24 年遡及推計用の確定母集団名簿の作成
	(3)平成 24 年遡及推計の実施
	(4)平成 25 年 4～6 月調査、7～9 月調査及び 10～12 月調査の実施
	(5)平成 26 年 1～3 月調査発送用母集団名簿の作成
	(6)調査履歴登録のための調査対象名簿データの作成
	(7)平成 26 年 1～3 月調査の実施準備
	(8)宿泊旅行統計調査の課題に係る検討
	(9)平成 25 年 4～6 月期調査におけるオンライン調査(メール方式)の試行導入・検証
6	契約期間
7	成果品
8	受託業務の引き継ぎ
9	納入場所
10	秘密の保持
11	一般適用事項
12	監督職員

この調査は、観光庁のホームページによれば、「わが国の宿泊旅行の全国規模の実態等を把握し、観光行政の基礎資料とする」ことを目的としている。

3.3.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

前掲「平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査分析」と同様の方法で実施した。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表 3-3-1 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

① 総括

非該当を除く 28 項目中、反映(「○」)は 10 件で 35.7%である。「△」の 9 件をあわせて 67.9%で、合格点とはいいがたいといえよう。「(1)委託先の適切な選定」については、応札の時点では能力に関して多くを問わず、落札後に受託者に業務計画書の提出を課すことで、実効を保とうとしているように見受けられる。「(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)」では、回収率の数字のみの言及であって、客観的かつ定量的な指標としては不十分といわざるをえない。ガイドラインと、それに基づく JMRA チェックリストの範囲をやや超えるが、本業務は集計、集計結果に基づく調査結果報告書及び公表資料作成等の業務にかなり比重があるものの、これらの作業について仕様書での説明が少ないため作業量が読みづらく、いわば応札しづらい入札案件である。多くの応札者の中から、業務にふさわしい民間事業者を選定するためには、必要な情報が十分に盛り込まれた仕様書等の提示が効果的であるということを指摘しておきたい。

② 各指標について

(イ) 委託先の適切な選定

該当する 6 項目のうち、「○」が 1、「△」が 3、「×」が 2 項目である。

- 「△」3 つは、「資格・認証等」「実施体制」「情報セキュリティ対策」である。受託者に対して、業務計画書に記載すべきこととして、「情報セキュリティ対策」を含む「実施体制」をあげている。これと別に、品質保持のための体制等を示す書類の提出を求め、「資格・認証等」の例示もされている。これらを予め仕様書で受託者に課すことは、応札の条件とイコールではない。受託者は最低価格落札方式で決まるため、これら 3 項目が不十分な民間事業者の落札の可能性を残していることから、3 つを△とした。
- 「×」2 つは、「必要な知識・経験・能力を有する要員」を問うていないこと、「過去 10 年以内の一般統計の受託経験」を問うていることの 2 点である。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5 項目のうち、「○」が 1、「△」が 1、「×」が 3 項目である。「○」は「回収率」である。

- 「△」1 つは「記入率」で、前年の疑義照会率は示されている。
- 「×」3 つは「非協力率」「内容・趣旨等の適切な説明」「(努力規定として)未達成の場合の措置」で、これらの具体的記述はない。「非協力率」は、代替標本を用いないならば非該当になるが、代替標本の有無については記載がない。「実査の質を

評価する指標」として「非協力率」とガイドラインに例示されていることから、代替標本を用いるか用いないかと、用いる場合の方法について明記されることが望まれる。

(ハ) 適切な仕様書の作成

該当する8項目のうち、「○」が4、「△」が4項目である。

- 「△」4つは、「報告者からの照会や質問への対応方法」「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」「秘密保持に関する取組方法」「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」である。「報告者からの照会や質問への対応方法」については、調査対象の対応用に設置すべき電話回線数と想定着信数を示しているものの、問い合わせ対応マニュアルは「監督職員と協議して作成すること」としており、対応方法が具体的でない。「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」には言及がなく、トラブル時にどのような対応をするかは問い合わせ対応マニュアルに含まれることになるので、「監督職員と協議して作成すること」としか記されていない点で、具体性に欠ける。「秘密保持に関する取組方法」は、(イ)で述べたように、業務計画書に記すことを受託者に求めているが、仕様書では、調査票の管理について簡単に触れているだけである。実査関連の報告としての「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」については、述べられていない。

(ニ) 前回実施状況の開示

- 人員についての「前回実施状況の開示」がなされていないため、「×」となった。
- 「非協力率」「内容・趣旨等の適切な説明」「(努力規定として)未達成の場合の措置」では、これらの具体的記述はない。「非協力率」は、代替標本を用いないならば非該当になるが、代替標本の有無については記載がない。「実査の質を評価する指標」として「非協力率」とガイドラインに例示されていることから、代替標本を用いるか用いないかと、用いる場合は方法について明記されることが望まれる。

(ホ) 各府省の管理

該当8項目のうち「○」が4、「△」が1、「×」が3項目である。

- 「△」は「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」で、一般適用事項として明記されているものの、監査または報告を求める等の確認までは記されていない。
- 「×」3つは「調査票の誤送付等の状況」「調査項目別の未記入及び不備の状況」「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」で、いずれも管理目標が設定されていない。

表 3-3-1：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件 非該 当件 数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託先の適切な選定	1	3	2	1	7	入札説明書、仕様書
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	1	3		5	
(3)適切な仕様書等の作成 ア 共通事項	1				1	仕様書
① 調査依頼書等の作成方法	1				1	仕様書
② 督促業務の実施方法	1				1	仕様書
③ 報告者からの照会や質問への対応方法		1			1	仕様書
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	仕様書
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1				1	仕様書
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法		1			1	
⑦ 秘密保持に関する取組方法		1			1	仕様書
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報 やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法		1			1	仕様書
イ 調査員調査				3	3	本件は郵送調査
(4)前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報			1		1	
(5)各府省の管理 ア 管理指標の策定	3		3		6	仕様書
① 郵送調査事項				4	4	本件は郵送調査
② 調査員調査事項						
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・ 他の業務と同時実施等の禁止の監査		1			1	仕様書
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1				1	仕様書
合計	10	9	9	8	36	

3.4 平成 25 年雇用動向調査(厚生労働省)のケース

3.4.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等

「平成 25 年雇用動向調査の実施に関する委託業務」	
入札説明書	
	支出負担行為担当官
	厚生労働省職業安定局雇用保険課
内 訳	
○入札説明書(9 項目 5P)	
○入札書(1P)／○委任状(1P)／○紙入札方式参加願(1P)、紙入札業者登録票(1P)	
○競争参加資格確認関係書類(1P)／○誓約書(1P)、役員名簿(1P)	
○契約書(案)(第 1 条 契約事項～第 27 条 紛争又は疑義の解決方法まで)(8P)	
○仕様書(本体 10P、別添 調査用品一覧 2P、別紙 1～9(25P)※電話督促業務要項含む、 別添 1: 誓約書(2P)、別添 2: 調査票情報等の適正な管理のため委託先に講させるべき 措置(3P)	

仕様書の構成は以下のとおりである。

I	件名
II	業務期間
III	調査の概要
IV	委託業務
1	委託業務の概要
	(1) 事業所票等の封入封緘及び発想
	(2) 調査対象事業所(補充分)の抽出及び事業所票の発想
	(3) 事業所票の受付及び個人調査対象数の算出
	(4) 個人票の発送(個人調査対象事業所宛)
	(5) 調査票の記入に関する問い合わせの受付・応答
	(6) 督促
	(7) 記録
2	調査用品について
	(1) 事業所票(回答済み)
	(2) 個人票(回答済み)
	(3) 調査対象事業所名簿データ、代替事業所名簿データ
	(4) 事業所票送付に必要な物品等
	(5) 個人票送付に必要な物品等
	(6) 督促はがき

3	調査対象事業所名簿等の取り扱いについて
(1)	調査対象事業所名簿等の引渡し
(2)	調査対象事業所名簿等の提出
(3)	調査対象事業所名簿等の返却
4	事業所票及び個人票について
(1)	事業所票及び個人票の引渡し
(2)	事業所票の引渡期間
(3)	個人票の引渡期間
(4)	事業所票及び個人票の返却
5	委託業務に関する事項
(1)	事業所票等の封入封緘及び発送
(2)	調査対象事業所(補充分)の抽出及び事業所票の発送(上半期調査のみ)
(3)	事業所票の受付及び個人調査(入職者・離職者)対象数の算出
(4)	個人票の発送
(5)	調査票の記入に関する問い合わせの受付・応答
(6)	督促
(7)	記録等
V	データ保護及び管理体制等
1	データの保護
2	管理体制
3	下請負について
4	著作権等
5	調査票等の管理について
6	調査票等及び磁気媒体の保管について
7	調査票等の事故責任と措置
8	立入検査等
9	その他
VI	照会先

この調査は、総務省のホームページよれば、1964年(昭和39年)から、上半期(1月～6月)、下半期(7月～12月)に分けて年2回実施されている。また、1969年(昭和44年)から実施していた「求人等実態調査」及び、1975年(昭和50年)から実施していた「雇用動向調査附帯調査」が、1999年(平成11年)から「雇用動向調査」に統合されている。調査目的は以下のとおりである。

「主要産業における入職、離職と未充足求人の状況並びに入職者、離職者について個人別に属性、入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。」とある。

3.4.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

前掲の諸案件と同様の方法で実施した。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表 3-4-1 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料 3 のとおりである。

① 総括

非該当を除く 29 項目中、遵守度(「○」)は 10 件で 34%と著しく少ない。「△」の 7 件を入れても 59%である。合格点とはいいがたい。

「(1)委託先の適切な選定」は最も「×」の項目が多くなっており、最低価格落札方式のため選定基準としては「競争参加資格」のみである。「(5)各府省の管理」も「×」の項目が多くなっている。報告を実施する旨のみの記載が多く、具体的な目標数値が明記されていないものや、詳細は「担当者の指示に従う」との曖昧な記載が多くみられ、実際の業務負荷が計れず不十分といわざるをえない。

② 各指標について

(イ) 委託先の適切な選定

7項目のうち、「○」は2項目、「△」が1項目で、「×」が4項目である。

- 「○」は、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認」と「実施体制」である。そのため、この調査の実質的な選定基準は「競争参加資格」のみになっている。
- 「△」は、「セキュリティ対策」である。「厚労省セキュリティポリシーを遵守させること」という記述はあるが、内容は契約締結後に開示されるもので、その代替として「政府機関の情報セキュリティポリシー」を参照するように指示があり、非常にわかりにくい。
- 「×」は、「(保有が望ましい)資格・認証等」と「知識・経験・能力」「総合評価」、「価格のみ以外の選定方式」である。「最低価格落札方式」をとっている。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5項目のうち、「○」は2項目、「△」が1項目で、「×」が2項目である。

- 「○」は、「回収率」と「内容・趣旨等の説明」である。
- 「△」は、「(努力規定として)未達成の場合の措置」である。
- 「×」は、「記入率」と「非協力率」で、内容については全く記載がない。

(ハ) 適切な仕様書の作成

8項目のうち、「○」は5項目、「△」が1項目、「×」が2項目である。

- 「△」は、「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」で、契約書に個人情報に関するトラブルのみ個別報告を義務づけているが、その他のトラブルについては記録の指示のみで対処方法としては不十分である。
- 「×」は、「業務の実施において確保されるべき統計の品質」と「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」で、内容については記載がない。

(ニ) 前回実施状況の開示

- 「実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報」についての記載はない。

(ホ) 各府省の管理

該当8項目のうち「○」は1項目、「△」が4項目、「×」が3項目である。

- 「○」は、「収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況」である。
- 「△」の、「照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)」と「督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)」については実施の報告義務のみ記載があり、目標数値についての記載がない。

「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」及び「委託先の実施方法の確認と改善勧告」については、管理義務と監査への対応のみの記載にとどまっている。

- 「×」は、「調査票の誤送付等の状況」、「調査項目別の未記入及び不備の状況」、「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」で、具体的内容の記載はない。

表 3-4-1：JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件 非該 当件 数	合計	備考(関連書類など)
(1)委託先の適切な選定	2	1	4		7	入札説明書、仕様書等
(2)確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	2	1	2		5	電話督促業務要項等
(3)適切な仕様書等の作成 ア 共通事項	1				1	仕様書のⅣ5
① 調査依頼書等の作成方法	1				1	同上
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質			1		1	
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法		1			1	契約書に一部記載あり
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	仕様書のⅤ1
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報 やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提 出方法			1		1	
イ 調査員調査				3	3	
(4)前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報			1		1	
(5)各府省の管理 ア 管理指標の策定	1	2	3		6	仕様書Ⅳ5 及びⅤ1,2 一部記 載
① 郵送調査事項				4	4	
② 調査員調査事項						
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・ 他の業務と同時実施等の禁止の監査		1			1	仕様書のⅤ3 に一部記載あり
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告		1			1	同上
合計	10	7	12	7	36	

別表：JMRA 公的統計整備委員会・ガイドライン推進小委員会の
過去 5 年間の活動概要

年度	2008 年度 2008.4(H20)～09.5(H21)	2009 年度 2009.6(H21)～10.5(H22)	2010 年度 2010.6(H22)～11.5(H23)
報告書 サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して
小委員会名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会	「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会	「民間版ガイドラインの検討」小委員会
小委員会のテーマ	「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方向性 「契約書」における問題点の整理と対応への方向性 - 評価方式での問題点整理と対応への方向性	- 統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理 - 民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案	- ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは - 会計法案件と公サ法案件の比較検討 - 応札書類標準化への確認点整理
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	ガイドラインのレビュー：解体新書読込みによる問題提起と解決への方向性の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	仕様書は以下の 3 点 - 総務省：家計消費状況調査 - 総務省：サービス産業動向調査 - 厚生労働省：社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 契約書は上記+以下の 2 点 - 経済産業省：特定サービス産業実態調査 - 経済産業省：産業技術動向調査	- 統計調査の民間委託に係るガイドライン(平成 21 年 4 月 1 日改正版) - 総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び平成 22 年 2 月 9 日の「第 21 回統計調査分科会」での JMRA 説明資料	- 総務省：科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件 - 経済産業省：海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件
まとめ	ガイドライン改訂への要望点として。 - 仕様書の表現統一 - 参入障壁の緩和 - 情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一 - 契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など)	ガイドラインにある「統計調査の適正な実施の確保」として。 - 競争参加資格に関する府省間基準統一(格差是正) - 品質／的確な仕様書作成/契約書に関するガイドライン具体化 - 民間版ガイドライン視点からの要望として - コスト認識/パートナーシップのあり方/府省間での標準化項目/PDCA のありかた	実施要項チェックリスト準拠度として。 1 件の公サ法案件のみではあったが、チェックリスト準拠度は高い - 会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった。 - 仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性 - 応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理
ガイドライン 変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 平成 19 年 5 月 30 日)。	同(改正 平成 21 年 4 月 1 日)。レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 平成 22 年 3 月 25 日)。	変更なし。
チェックリスト 変遷			「平成 22 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」
官の会議への参加		2010.2.9 に統計調査分科会で委員会活動報告 2010.4.26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般)	2011.2.17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起) 2011.12.13 上記の JMRA 見解への回答という形での意見交換
官の対応状況など		* 総合評価結果の応札者へのフィードバックがあった * 役員住民票提出は応札時から落札時に変更	☆「統計・データの質・マネジメント研究会」で ISO20252 の公的統計への適用可能性研究開始

年度	2011 年度 2011.6(H23)～12.5(H24)	2012 年度 2012.6(H24)～13.5(H25)
報告書 サブタイトル	環境整備の進展と実効性の実現を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して
小委員会名称	「民間版ガイドラインの検討」 小委員会	「民間版ガイドラインの検討」 小委員会
小委員会の テーマ	- 公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠の浸透度 - 総合評価方式の現状 - 応札における書類対応	- 会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック - 総合評価方式の課題 - 業務引き継ぎにおける課題と対応
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	公サ法案件 - 厚生労働省：就労条件総合調査 - 農林水産省：農業物価統計調査 - 経済産業省：企業活動基本調査 - 内閣府：消費動向調査 会計法案件 総務省：サービス産業動向調査	会計法案件 - 農水＆経産省：容器包装利用製造調査 - 経済産業省：エネルギー消費統計調査 - 総務省：通信利用動向調査 - 国交省：全国都市交通特性調査 - 厚生労働省：能力開発基本調査 - 農林水産省：農業物価統計調査 公サ法案件 総務省：サービス産業動向調査
まとめ	実施要項チェックリスト準拠の浸透度として。 - 公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い - 会計法案件の傾向は変わらない 総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題。但し、調査に特化した ISO20252 への記述は JMRA としては歓迎	チェックリストおよび要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 - 郵送に関する具体的記述が欠ける - 会計法案件は情報開示が消極的であるので、今後の更なる公開を望む - 同一項目に関する評価が案件(省庁)ごとに異なる - 発注者が指導的立場で引き継ぎ監督を
ガイドライン 変遷	(改正 平成 24 年 4 月 6 日)	同左
チェックリスト 変遷	同左。平成 23 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)	同左
官の会議への参加		
官の対応状況など	*平成 24 年 4 月 6 日改正ガイドラインには 2011.12.13 の意見交換での JMRA 意見が一部、取り入れられている。 2011.11 に統計検定開始	

C.「資格制度検討」小委員会報告

2014 年 5 月

「資格制度検討」小委員会

第1章 「資格制度検討」小委員会の活動

1.1 目的

2011年一般社団法人日本統計学会が「統計検定」制度を創設した。JMRAは、この統計検定の中に設けられた「統計調査士」「専門統計調査士」の資格認定制度が、民間事業者が公的統計調査に参入するために有効な資格制度ととらえ、資格取得を推奨してきた。

そこで、JMRA 会員社の資格取得を推進するため、「統計調査士」「専門統計調査士」の資格制度の理解促進と課題の収集を行いながら、JMRA 会員社にとって役立つ資格制度確立に向けて委員として協力し、改善提言をしてきた。本年度は、検定制の改定があり、それに向けた情報収集と JMRA としての制度内容に対する改善提言、検定試験受験者への支援策の検討を主な目的として活動した。

1.2 検討課題

当委員会では主に以下の活動を行った。

- (1)「専門統計調査士」参照基準項目の検討
- (2)資格制度の JMRA 会員社への広報と制度の課題収集・対策検討
- (3)検定受験者向け講習会の実施検討

1.3 検討方法

(1) 「専門統計調査士」参照基準項目の検討

統計検定の創設時(2011年)に、JMRA に「統計調査士」「専門統計調査士」資格の制度内容や基準項目検討のために委員の派遣を要請され、それ以降継続して検討委員を派遣し協力してきた。「統計調査士」は統計調査員が主な対象であり、「専門統計調査士」は調査機関の職員・社員等に相当するレベルである。統計検定は、一般財団法人統計質保証推進協会と日本統計学会が連携して、統計検定センターが実施している。

(2) 「統計検定」の JMRA 会員社への広報と資格制度における課題収集と対策検討

JMRA 会員社における過去 3 年間の専門統計調査士の受験者数は延べ 500 名強である。しかし、受験社数は 2011 年度 14 社、2012 年度 11 社、2013 年度 9 社であり、本資格が JMRA 会員社に認知・普及しているとは言い難い。本資格の推進を図るためにも資格取得についての社内での位置づけや課題について率直な意見を聞くことが必要と考えた。そこで今年度は、昨年実施した「H25JMRA 調査インフラ等に関する実態調査」の結果をもとに各社へのヒアリングや「実態調査」に統計検定に関する質問を追加し、問題点を検討した。

(3) その他検討事項

JMRA 会員社の検定受験者向け講習会の実施案を検討した。

1.4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

- | | |
|--------------------|------|
| ◎ (株)サーベイリサーチセンター | 岩間伸之 |
| ○ (株)インテージリサーチ | 小須田巖 |
| (株)イブソス・ジャパン | 金子順勇 |
| (株)日本リサーチセンター | 武井雅 |
| (一社)中央調査社 | 山中博司 |
| ◎：リーダー ○：サブリーダー | |

第2章 検討結果

2.1 「専門統計調査士」の資格内容検討

今年度も当小委員会は、統計検定センターの活動に協力して資格制度の設計・検討に参画し活動した。2013年度の統計検定試験は11月17日に実施され、そのスケジュールに合わせて活動した。主な活動は、資格に求められる参照基準についての検討や、特に調査機関の社員を念頭に置いた「経験評価」の具体的内容の検討についてであり、過去2回実施された統計検定の結果を踏まえた検討・提案をした。また、2014年に出版が予定されている「統計調査士・専門統計調査士 過去問題と解説集（第1回～第3回試験）」の編集に協力した。

2.2 統計検定制度の改定と意見交換

2011年からスタートした「統計調査士」「専門統計調査士」の検定は、2013年度では3,781人が受験する規模の検定試験となった。2回までの受験者の属性の分析を通じて、当初の受験者の想定との異同に伴って試験内容の改善等が必要となってきた。そこで、統計検定センターでは、第3回の資格検定試験の想定対象と試験内容を改定することとなった。本項では、主な改定点とその背景について、一般財団法人日本統計協会専務理事舟岡史雄氏執筆の「統計調査に関わる資格検定試験の評価と改定」(『ESTRELA』2013年9月号、No234、P7-11)から要点を抜粋する。また、2013年12月、統計検定試験の改定内容について、舟岡史雄氏と当小委員会メンバーとの意見交換会を開催した。改定に至った背景や改定内容の確認、今後の方向性やJMRA会員社の統計検定への取り組み状況や要望について意見交換を行った。

2.2.1 第3回統計検定試験の内容変更とその背景(『ESTRELA』から抜粋)

(1) 統計調査士検定の主な対象の変更について

統計調査士の資格検定は、当初は、統計調査士を志願する対象者として、統計調査に何らかの形で関係するものを想定していた。統計調査員、地方公共団体の統計関連部署の職員、統計の企画・立案、設計、分析に携わる中央政府の職員、民間調査機関の社員等である。とりわけ、統計調査員から多数の志願があることを期待して、統計調査員としての業務経験を優遇する特例措置を暫定的に設けた。しかしながら、

業務経験の申請者は専門統計調査士と同時受験する民間調査機関の社員が大半であり、単独受験は僅少であった。公的統計調査の経験が優遇される統計調査員からの応募は、第1回、第2回のいずれも、1桁台にとどまった。このような状況から、統計調査員から多くの志願を期待することはできないと判断した。他方、国及び地方公務員の受験者は、約1割を占めていた。(受験書類の職業欄に記載のあった者)また、統計教育大学間連携ネットワーク(JIMSE)の大学の学部生・大学院生が50名近く志願しており、公務員と学生および民間調査機関の社員等が主たる志願者を構成している。こうした志願者状況を踏まえて、第3回の統計調査士検定では、国の統計調査実務を主としている統計調査員を志願者の中心に据える考え方を大きく変更することとした。なお、専門統計調査士検定については、資格取得を目指した民間調査機関が多くを占めており、当初の想定通りである。

(2) 参照基準の改定について

統計調査士検定は、公的統計に関する基本的な知識を正確に認識し適切に利用する能力を評価する検定試験であり、専門統計調査士検定は、調査の企画・管理及びデータの高度利用の基本的知識と能力を評価する検定試験である。統計調査士検定は、従前通り、公的統計の分野に関連しているのに対して、専門統計調査士検定は、利活用手法の対象とする統計・データに関連する市場調査、世論調査、社会調査等、民間調査機関の主たる調査分野に、これまで以上に焦点を当てるよう変更した。さらに、専門統計調査士検定では、調査データの高度な利活用手法に対する理解も新たな内容とした。統計調査士は、学生にとって、それほど違和感なく受験できる資格試験であると判断される。第3回試験から、統計調査士の参照基準を大学における標準的な「経済統計」の科目内容とより対応させることとした。すなわち統計調査員の役割・業務のウェイトを軽くし、統計の見方と利用の位置づけを重くした。これによって、統計調査員の活動の実際よりも統計の意義と利用の仕方、及び、統計調査の仕組みと手法に重点が置かれ、学生と同様、地方公共団体の職員にとっても、身近な資格試験になることが期待される。

2.2.2 資格検定試験の改定について意見交換

『ESTRELA』(2013年9月号)に掲載された検定試験の改定内容について、当委員会メンバーは検討に参加していなかったため、10月下旬、改定内容についての情報整理と今後の対応策について、事前打ち合わせを行った。そこで、『ESTRELA』の執筆者である(一財)日本統計協会舟岡史雄専務理事との意見交換の実施を行うこととした。12月11日に舟岡専務理事をJMRAに招いて意見交換を行った。はじめに、舟岡専務理事による資格検定試験の改定についての詳細な説明、その後、JMRAからの要望を述べ、意見交換を行った。

(1) 統計検定試験の改定内容についての説明(舟岡専務理事)

- ①統計検定の受験者数の推移と受験者の属性分析
- ②統計調査士のターゲットを調査員から大学生に変更した背景とプロセス
- ③参照基準の改定内容

(2) 統計検定に対する JMRA の取組み状況と要望事項(JMRA 委員)

- ①JMRA 会員社の統計検定への取組状況と課題の説明
- ②統計調査士・専門統計調査士の片方合格資格の猶予期間延長
- ③統計調査員の新たな資格(認定)制度の設置
- ④調査実務家として必要な知識の試験問題へのさらなる反映
- ⑤専門統計調査士の資格認定を単独合格で認定
- ⑥合格率向上に向けた JMRA 主催による講座開催の承認

以上の項目について意見交換を行った。舟岡専務理事から個人的考えは表明できないので、今後、統計検定センター運営委員会で検討するとの回答を得た。さらに、今後も JMRA と統計検定センターとの意見交換を継続的に行うことを確認した。

2.3 統計検定の受験者・合格者と JMRA 会員社の受験者の動向

統計検定の 2011 年度から 2013 年度までの 3 年間の受験者数と合格率、および JMRA 会員社における受験者数の推移を検討した。

2.3.1 統計検定の受験者・合格者・認定者の推移

2011 年、2012 年と 2013 年の受験者数・合格者数と認定者数は以下のとおりである。

表1-2-1 統計検定の受験者数・合格者数・資格認定者数

統計検定の種別	年度	受験者数	合格者数	合格率	資格認定	認定率
統計調査士	2011	286	167	58.4%		
	2012	302	149	49.3%		
	2013	403	170	42.2%		
専門統計調査士	2011	258	206	79.8%	138	67.0%
	2012	205	107	52.2%	107	100.0%
	2013	229	93	40.6%	80	86.0%
1 級	2012	158	25	15.8%	*専門統計調査士は、統計調査士も合格して認定される。	
	2013	227	32	14.1%		
2 級	2011	346	143	41.3%		
	2012	840	319	38.0%		
	2013	1510	635	42.1%		
3 級	2011	197	125	63.5%		
	2012	658	390	59.3%		
	2013	1217	737	60.6%		
4 級	2011	23	16	69.6%		
	2012	62	43	69.4%		
	2013	195	146	74.9%		

出典(統計検定ホームページ)

統計調査士と専門統計調査士のデータをみると、受験者数では、統計調査士は、年々増加している。増加の要因は、専門統計調査士のみ合格した者が、専門統計調査士の資格認定のため次年度に再度統計調査士を受験することと、大学生・公務員の受験者の増加である。専門統計調査士は、2011 年が最大であり、その後減少している。合格率は、2011 年度と 2013 年度を比較してみると、統計調査士(58.4→42.2)専門統計調査士(79.8→40.6)と、ともに大幅に低下している。試験問題の高難度化による低下が主な要因と考えられるが、専門統計調査士において、経験評価で受験できる者の減少が大きな要因と推察される。また、専門統計調査士の資格認定率は、初年度の 2011 年度は 67%と低率であった。これは、統計調査士の合格率が反映された結果である。2012 年度は、専門統計調査士合格者全員が認定された。

2.3.2 統計検定の JMRA 受験者の推移

JMRA の受験者は、以下のとおりである。検定受験者は、JMRA 事務局を通した一括申請(受験料割引制度)と会社単独申請、個人申請があり、以下のデータは、JMRA 事務局申請と受験者データを提供した 2 社の合計である。

表1-2-2 J M R Aを通した受験者と単独受験者（2社）の受験者総数

種別		2011	2012	2013
統計調査士	受験者数	218	196	133
	社数	14	14	10
専門統計調査士	受験者数	249	161	111
	社数	14	11	9

表1-2-3総受験者数と J M R A 会員社受験者数

種別		2011	2012	2013
統計調査士	受験者数	286	302	403
	JMRA受験者数	218	196	133
	JMRAの比率	76%	65%	33%
専門統計調査士	受験者数	258	205	229
	JMRA受験者数	249	161	111
	JMRAの比率	97%	79%	48%

出典（J M R Aからの団体申込者と単独申込社のデータから算出）

受験者数は、統計調査士・専門統計調査士とも年々減少している。業務上必要な取得者が資格を取り終えたことと、2011年度は、大手調査会社の大量受験があったが、その後減少してきたことも要因と考えられる。

また、統計検定受験者の全体から見た JMRA 会員社の比率も大幅な減少傾向にある。統計調査士の受験者数の変動は、2013年度に大学生の受験者が増加したことと、前掲の理由が重なったためと推察する。

2.4 「統計調査士」「専門統計調査士」資格についての会員社アンケートの結果

JMRA 会員社が、これら資格にどのように取り組んでいるか、また、中央官庁からの委託業務への参入意向があるか、「H25JMRA 調査インフラ等に関する実態調査」からその実態から明らかにした。

2.4.1 専門統計調査士の資格取得への会社の支援状況

表1-2-4 「専門統計調査士」資格取得への会員社の取り組み状況

(N=63)	全社員に告知	選択的に告知	社内には非告知	その他	無回答
A. 社員への周知活動	23.8%	20.6%	36.5%	9.5%	9.5%
	全社的に推奨	選択的に推奨	社として非推奨	その他	無回答
B. 推奨	12.7%	27.0%	28.6%	19.0%	12.7%
	会社全額負担	会社一部負担	全額個人負担	その他	無回答
C. 費用負担	20.6%	7.9%	23.8%	31.7%	15.9%

出典「(H25 J M R A 調査インフラ等に関する実態調査)」

「専門統計調査士」資格の社員への告知については、何らかの告知をしている会社は約 5 割であり、非告知は約 4 割と拮抗した数値である。推奨については、選択的な推奨を含めても約 4 割である。受験費用の会社負担についても、一部負担を含めても約 4 割にとどまる。

調査では、「専門統計調査士」資格の有効活用のための改善点を自由回答で聞いている。そこでのポイントを述べる。「専門統計調査士」資格取得を前提として「統計調査士」資格を要する制度については、「統計調査士試験は、官公庁系の調査を実施していない会社にとってはハードルが高い」「統計調査士合格を条件にしないほうが、国の統計に精通していない民間調査機関の社員の実態に合っている」といった意見があった。出題範囲については、「統計調査士の出題範囲が現業とあまり一致していない。これでは、会社として推奨できない」「実務家資格視点で統一したほうがいい。実務家といえども大学の教養程度の初等統計学的質問があった方がよい」といった意見であった。詳細は、資料編（35）ページを参照いただきたい。

2.4.2 会員社の中央省庁からの委託業務への参入意向

表1-2-5中央省庁からの委託業務への参入意向

(N=63)	積極的に 参入した い	条件によ り参入し たい	あまり参 入したく ない	まったく 参入した くない	わからな い	無回答
中央省庁への 参入意向	9.5%	34.9%	11.1%	14.3%	27.0%	3.2%

出典「(H25 J M R A 調査インフラ等に関する実態調査)」

会員社に中央省庁からの委託業務への参入意向について聞いた。「積極的に参入したい」は、9.5%。「条件により参入したい」は、34.9%となり、参入意向のある会員社は、全体の約 5 割に達する。JMRA 会員社の主たる業務分野は、マーケティングリサーチであることから見ると、条件次第では中央省庁への参入を検討している会社が多いことがわかる。

2.5 統計検定受験に向けた対策

2.3.1 で示したように、統計調査士、専門統計調査士の 2013 年度の合格率が約 40%と、年々低下してきている。このような状況を改善するためには、受験者のさらなる学習が基本であるが、JMRA として何らかの支援策を検討する時期にきていると考えられる。そこで、当小委員会では、統計検定受験に向けた他機関の支援講座の情報収集と JMRA 主催の講座開催について検討した。

2.5.1 他機関の支援講座

(1) 立教大学社会情報教育研究センター

2014 年 2 月、JMRA のメンバー(大竹理事、中山・岩間副委員長、JMRA 渡部事務局長)が立教大学を訪問し、社会情報教育研究センター 政府統計部会リーダー菊池進教授と統計教育部会リーダー山口和範教授にヒアリングを行った。立教大学では、2010 年 3 月より、調査技法、情報技法および統計技法の活用による研究活動の高度化への寄与及び学生に対する研究基礎能力の涵養を目的として、社会情報教育研究センターを設置して活動を行っている。ヒアリング内容は以下のとおりである。

①当センターでは、統計 2 級、3 級、統計調査士検定受験を促進するための受験対策講座を開講している。

②公的統計の講座開設は、国の公的統計を学問に役立てるために、学生の統計スキルを向上させることが目的である。

③自習用と講義する教員の講義補助教材として、学生が自由に使える学習コンテンツの IT 環境を作った。

- ・すたなび(総務省統計局統計学習コンテンツ)
- ・すたまる(公的統計総合学習コンテンツ)
- ・ポコ(将来人口推計コンテンツ)
- ・リコ(経済波及効果分析コンテンツ)

これらコンテンツは、大学関係者のみが使用でき、外部への公開はしていない。なお、統計検定統計調査士対策コンテンツは、研究センターのホームページで閲覧(ダウンロード)することができる。

① 統計検定対策講座について

- ・受験者向けに「統計検定ガイダンス」を 7 月、池袋・新座キャンパスでそれぞれ 1 回実施。
- ・統計 2 級・3 級講座は、10 月 10 日～11 月 15 日に各キャンパスで 4 回実施した。4 回出席することが前提の講座である。1 コマ 90 分。
- ・統計調査士講座は、10 月 7 日に実施した。1 コマ 90 分。
- ・統計 2 級、3 級、統計調査士講座とも、過去問を解きながら試験のポイントを説明。
- ・統計調査士の講座開設は、連携 8 大学の中では立教大学だけ。
- ・統計調査士の講座は、菊池教授が担当した。
- ・学生の統計検定受験料は、2012 年～2016 年の 5 年間は無料。(文科省大学間連携共同教育推進事業・連携 8 大学)
- ・統計調査士の講座の公開については考えてはいないが、JMRA との共催の可能性はある。共催ができれば、JMRA 会員社の受講が可能となる。専門統計調査士の講座は、JMRA が担当する。大学院生等の受講も可能となり、統計調査士→専門統計調査士のルートに対応した教育体系ができる。

(2) その他機関の支援講座

① 公益財団法人 統計情報研究開発センター主催「統計実務基礎研修」

統計検定試験向けの講座ではないが、国、都道府県、市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象として、統計の理論と応用、統計の作成と利用方法など国の統計実務に必要な知識及び技術の習得を図る目的で実施されている。毎年 5 月下旬に 1.5 日で実施している。2013 年度は、JMRA 会員社から 27 名が参加した。当小委員会として、統計検定受験者に推奨している講座である。（参照：「平成 26 年度統計実務基礎研修実施要領」より）

② その他機関の統計講座

2013 年度は 3 機関が実施しているが、すべて統計士 2・3・4 級の向け講座であるため具体的な機関名・講座目は省略する。

2.5.2 JMRA 主催による統計検定講習会の検討

統計検定がスタートして 3 年が経過した。当小委員会として統計検定の受験を推奨してきたが、マーケティングリサーチを主業務としている社員にとっては、官公庁の公的統計に関する知識が不足しており、統計調査士の合格率が低下している。また、専門統計調査士の試験についても、統計をベースとした利活用の問題が約 4 割となり、統計の基礎知識が不足している社員にとっては合格が難しくなってきた。専門統計調査士の資格認定は、統計調査士の合格が前提の規定であるため、公的統計の知識と統計の知識の習得が合格の基本となる。統計検定の受験を推奨していることもあり、合格率を高めるための支援策を検討することが当委員会に求められている。そこで 2014 年度、公的統計基盤整備委員会を主体とした、統計調査士・専門統計調査士の受験対策に向けた講習の開催を検討した。

(1) 開催講習会(案)

- ①統計調査士受験者向け講習会として
 - a.「公的統計実務講座」
- ②専門統計調査士受験者向け講習会として
 - b.「統計の初歩講座」
 - c.「統計理論の基礎講座」
 - d.「調査実施の基礎講座」
 - e.「データの利活用講座」

(2) 講習会の内容

- a.公的統計実務講座
 - ・「統計調査士」の 3 年間の過去問題を中心に解説
 - ・公的統計の役割、統計の法規、統計調査の基本的知識、統計調査員の役割・業務、主要な公的統計とその見方 等

b.統計の初歩講座

- ・統計の初歩を学ぶ

＊統計理論の基礎講座を受講する前に、統計について初歩的な事項を学ぶ

c.統計理論の基礎講座

- ・統計の基本的な理論を学ぶ

＊e.でデータの利活用の手法を学習するが、利活用の手法は応用編であるため、事前にc.の統計理論の基礎を学ぶ必要がある。

d.調査実施の基礎講座

- ・「専門統計調査士」の過去3年間の過去問題を中心に解説
- ・調査の企画、運営、実施、調査員指導 等

e.データの利活用講座

- ・「専門統計調査士」の3年間の過去問題を中心に解説
- ・データの分析、精度評価、調査データ、分析結果のまとめ 等

(3) 講習会実施時間

Step 1 : b.統計の初歩講座 (一日)

Step 2 : c.統計理論の基礎講座 (一日)

b.は初心者用のため、基礎を習得済みのものはc.からでもよい。

Step 3 : a.公的統計実務講座 d.調査実施の基礎講座

- ・統計調査士編(同一日の半日)
- ・専門統計調査士編(同一日の半日)

上記は別々に受講できる。

Step 4 : e.データの利活用講座(一日)

受講者は、c.統計理論の基礎講座の受講者もしくは、JMRAの他の「基礎統計」受講を基本とするが、すでに統計理論の基礎を習得していると申請した場合はe.の受講を認める。

(4) 講師

①統計関係講座(b.統計の初歩講座 c.統計理論の基礎講座、e.データの利活用講座)については、統計学者及び統計に携わっている経験豊富な実務者

②調査関係(a.公的統計実務講座 d.調査実施の基礎講座)については、マーケティングリサーチ、社会調査、世論調査のうち統計調査に携わっている経験豊富な実務者

(5) 講習開催時期

b.統計の初歩講座(一日) : 9月

c.統計理論の基礎講座(一日) : 9月

a.公的統計実務講座 d.調査実施の基礎講座 e.データの利活用講座 : 10月

(6) 講習会場・費用

詳細は今後検討する。